

第430回南国市議会定例会会議録

第2日 令和5年6月13日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長
参事兼企画課長 松木 和哉	情報政策課長 竹村 亜希子
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 横山 聖二
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 橋詰 徳幸
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左
上下水道局長 濱田 秀志	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

福祉事務所長	天羽庸泰	教育長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

議事日程

令和5年6月13日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

この際、4月より新しく副市長になられた北條副市長に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶願います。北條副市長。

〔北條邦寿副市長登壇〕

○副市長（北條邦寿） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

この4月1日から副市長に就任いたしました北條邦寿でございます。

議員の皆様方には、さきの南国市議会定例会におきまして、副市長就任につき御同意を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

また、本日は貴重なお時間の中、発言のお許しをいただきましたことを、浜田議長をはじめ議員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

私はこの3月末まで29年間、高知県職員として勤めてまいりました。そのうち直近の人事課長の2年間を含め18年間、総務部内の所属に配属されるなど、主として内部管理に携わる機会が多くございましたが、県職員としてのスタートはここ南国市にある、当時県立施設でありま

した南海学園でした。公務生活30年目の節目の年に、思い出深い初任の地である南国市の副市長に就任させていただきましたことに、不思議な御縁を感じているところであります。

また、就任してはや2か月が経過しましたが、日々市民の皆様にとって最も身近である市政の重要性に触れ、その職責の重さを改めて痛感しているところであります。

私自身は何分微力ではございますが、選任いただきました市長の思い、そして議会から賜りました御同意の重みをしっかりと受け止め、市長を補佐し、そして職員と力を合わせながら、その職責を果たせるよう力を尽くしてまいる所存であります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

*—————

一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） おはようございます。

今期6月定例会市議会一般質問初日の1番目の登壇になります、民主クラブで社民党の今西忠良でございます。

私の通告は4項目であります。以下、順次質問を行いますので、答弁のほうよろしく願いをしたいと思っております。

まず、1項目の新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行しました。これにより政府の対策本部も廃止をされましたし、政府が一律に感染対策を求めるのではなく、個人や事業者の判断に委ねられるようになりました。3年以上にわたった新型コロナウイルス対策は、有事から平時への対応に大きく転換をしてきたところであります。まだ9波の流行も懸念をされますし、感染拡大時に医療逼迫や死者の急増を招かないよう、国には移行後も慎重な対応が求められるわけでありまして。

2類相当から季節性インフルエンザ5類に移行されました。このことによって、今までとどのように変わっていくのか、変わってきたのか、特徴点も踏まえてお答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5月8日から、2類感染症から5類感染症へと変更されました。これにより行政の関与を前提といたしました特別な対応から、季節性インフルエンザと同様の通常の対応に移行することになりました。具体的に申しますと、感染者の方への入院勧告や保健所などによる健康観察などがなくなり、外出の自粛要請や就業制限等も同様になりました。また、感染状況の把握といたしまして、2類では全ての医療機関からの報告を毎日集計し、全数把握をしていたところですが、5類移行により一部の医療機関から週1回の報告により定点把握をする方法に変わっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

感染対策は、法に基づき行政が要請や関与する仕組みから、個人の自主的な取組を基本とした考え方に変わっていくわけです。政府は基本的対処方針も廃止です。業種別ガイドラインもなくなり、事業者の判断に委ねられるところになるわけです。これからは自己防衛、自己責任が大きいのしかかってくるのではないかと云々ざるを得ません。

次、2点目です。

コロナワクチン接種への対応についてでありますけれども、ワクチン接種は重症化予防に軸足を置かれて今日まで来たわけですがけれども、感染力の強いオミクロン株が主流となって以来、ワクチンを繰り返し打っても感染や発症を十分に防げなかった面もあるわけですがけれども、一方重症化を避ける効果は比較的長く続いたことも明らかになっております。接種対象については、これまでほぼ全員に課せられたわけですがけれども、これからは重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある人に限られますし、多くの人にとっては接種を受けるかどうかの判断は本人や保護者等が判断をすることになるかと思いますが、ワクチン接種への対応はどのように進んできているのか、現状の対応についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 今年度のワクチン接種は、特例臨時接種の実施期間が1年間延長されたことから、来年の3月末までは自己負担なしとなっており、65歳以上の方と基礎疾患のある方、医療従事者等は春開始接種を1回と秋開始接種を1回、それ以外の方は9月から始まる秋開始接種を1回受けることができます。昨年10月以降にオミクロン株対応ワクチンを接種した65歳以上の方と申請のあった64歳以下の基礎疾患を有する方、医療従事者等に4月より順次接種券を送付し、5月8日からは市内9医療機関で個別接種を、5月13日から

は毎週土日に保健福祉センターで集団接種を行いました。5歳から11歳の小児接種につきましては、6月よりJA高知病院で個別接種を行っています。

6月8日現在、回数を問わずオミクロン株対応ワクチンを接種したことがある方の本市の接種率は、12歳以上の方が48.18%、うち65歳以上の方は72.48%となっています。予約状況につきましては、5月24日の時点で接種券発送件数1万1,120件に対し、55.2%の6,143件にとどまり、5月で保健福祉センターでの集団接種は一旦終了し、6月以降は個別接種のみの対応としています。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター所長よりお答えいただいたわけですが、接種費用、全額公費負担の臨時接種が延長され、来年の3月までは引き続き無料のワクチン接種となろうということですが、これが終わってからコロナワクチンの定期接種化も検討されると思うわけですが、ほかもう一点、普通のインフルエンザでしたら、これも定期化があって、公費の一部を負担という制度で進んでますが、コロナワクチンの定期接種化、あるいは助成制度の、国もまだ態度を明確にしてないかもしれませんが、そのあたりについてお答えできる範囲でお願いします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 定期接種化につきましては、助成等も含め、まだ詳細が示されていないので、今後の国の動向を見守っていきます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター所長の立場で、今こうしますということにはなかなかならんかと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3点目ですが、今後市民の安心・安全はどう守られていくのか、大きな課題であろうと思います。新型コロナウイルス感染症の法律上の扱いが5類に移行になりましたが、ウイルスがなくなるわけではありませぬし、流行が今後も繰り返すことは間違いありません。流行の状況を大きく左右する変異株が発生をするリスクもあり、警戒が大変必要でもあろうと思います。社会全体が免疫を獲得し、以前からあるほかのコロナウイルスと同様の普通の風邪となるようには、なかなか長時間というか、長い期間が必要であろうと、これは専門家もそういう言い方もしております。流行が続くことを前提に、いかにこれからコロナと共生するかというのが今後の鍵であり、課題であろうと思いますので、市民の安心と安全はどのように守られていくのか、そして自治体としての役割についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 議員のおっしゃられるとおり、5類感染症へ移行いたしましても、新型コロナウイルスがなくなるわけではありませんし、感染される方もいなくなるわけではありません。また、今後コロナウイルスの変異により2類に移行するような事態が起こることも考えられます。あわせて、現在新型コロナウイルスに対するワクチン接種も引き続き行われているところであり、基礎自治体として国、県の発信する情報を適切に捉え、的確な情報を伝えることが大切な役割と考えております。

新型コロナ相談窓口につきましては、5類への移行後も引き続きまして設置しておりますので、ホームページ等の情報発信と併せまして、住民の不安が払拭されるように努めてまいります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

5類に移行しても、市の新型コロナ相談窓口は残るということで、少しは安心ができるのではないのでしょうか。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、4点目に移ります。

5類に移行により無料で受けられてきたPCR検査や抗原検査も終了します。濃厚接触者の特定や外出自粛の要請もなくなります。ワクチン接種は23年度中は無料接種が続けられるわけですが、医療費は保険診療によって自己負担になるのが原則であります。県が毎日公表していた感染者数やその地域での数字という全数のまとめから、今は週に1回の定点による把握に変わりました。死者に関する情報もなくなるため、県民、市民は感染状況が非常に把握をしづらくなっております。県は状況に応じて警報を出すというふうに申しておりますけれども、まだ国の指針ははっきりしてないのではないのでしょうか。今後感染拡大をしたときなどに適切な注意喚起ができるかどうか、とても不安に感じるところであります。コロナ感染情報の共有と市民への周知や予防対策についてはどうですか、お答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） コロナ感染状況につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、全数把握から定点把握へと切り替わっております。厚生労働省では、1週間ごとに報告される感染者数の推移を監視して、感染が拡大しているかどうかを判断することとしております。5類移行前と比べまして、住民の方には感染状況が分かりにくい状況となっておりますが、国、県の情報を適切に周知してまいりたいと考えております。

また、予防対策につきましては、基本的な感染症対策としての感染症情報の位置づけが変更したことに伴い、行政が対策を一律に求めることはなくなり、個人の判断に委ねることが基本となります。社会経済活動の制限や個人の行動の制限が行われない中で、通常の風邪やインフルエンザへの予防対策と同様に、一人一人が意識することが重要であると考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

法律上のくくりがなくなるわけですので、基礎自治体としても法上の指導や任務や役割、はっきり言って皆無というか、できないというのが本音ではないでしょうか。なお、対策も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、5点目、最後の質問になるわけですがけれども、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類となり、飲食や観光業界を中心に経済の活性化が期待をされる、新たな日常が確かに始まり出しました。しかし、市民の暮らしの中で、コロナとの向き合い方はどう変わるのでしょうか。様々な対策が山積をしている中で、今後の課題や対応について改めてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 今後の動向といたしまして、一番注目すべきことはコロナウイルスの変異による強毒化と感染者の増加でございます。コロナウイルスに限らず、新型感染症の発生する可能性は常にありますので、5類に移行した今のタイミングで、これまでの対応を検証し、次の感染症発生に備えることが重要であると考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長のほうから答弁もいただいたわけですがけれども、コロナの特に診療に対応した医療機関は今まで約4万4,000というふうに言われてましたけれども、それを国も段階的に増やして行って、もう6万4,000以上に増やすということで今進んでいるわけですがけれども、病院等にしても感染管理を万全にした設備、あるいは看護師、医師も含めてで、スタッフの確保が十分できないということも想定もされますので、対応が十分にできるというわけではないんじゃないかと思ひます。

それともう一点、5類移行後は医療費が個人負担になるわけで、1割から3割のそれぞれ自己負担が発生をします。仮に3割負担の場合、外来にかかる、検査をする、薬の処方をするになったら、1万数千円から3万円近い試算が今想定もされておりますし、自己負担が高額になれば、処方を希望しなかったり、受診控えをする懸念も指摘をされているのが現状ではないか

と思います。市民の命と健康、暮らしを守るには、自治体として知らぬ存ぜぬで放置は当然できません。今日までの対応と十分検証しながら、ぜひしっかりとした対応を次につなげていただきたいと強く要望したいと思います。

続いて、2項目の防災行政に入ります。

我が国では、地域や気象などの自然的条件により、従来から多くの自然災害を経験をしてきました。このため平常時においては、堤防の建設や耐震化、災害被害の発生を防止する、あるいは軽減することを目的として、様々なハード、ソフト、そしてハザードマップの作成など、防災教育など、災害発生時の適切な行動を実現していくということで、いろんな角度で対策等講じてきておるのが現状であります。

また、災害が発生したときには、災害発生の直後に被災者の救助、救命、被災地への人的な支援、さらには避難者への不可欠な物資の輸送など、プッシュ型の物資支援など、公助による取組の訓練なり、現状備蓄も含めて進めてきましたし、公助として市行政の日頃からのたゆまぬ努力というのには、私も感謝と敬意を表したいと思います。

その一環として、南国市の水防計画に基づき、近年各地で非常に大きな甚大な自然災害が起こっております。そういう軽減を図るための応急対策活動として、災害への対応力強化を図る、恒例といいますか、水防訓練が先月行われましたが、この訓練における総括と評価について、まず平山市長、お答えください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の水防訓練につきましては、より実践的な訓練として、災害対策本部運営訓練と併せての実施としたところでございます。

先日も梅雨前線と台風2号の影響で高知県でも線状降水帯が発生し、本市でも短時間ではありましたが、60ミリを超える雨も降ったところでございます。それによりまして道路の冠水、また小規模ではありましたが、土砂崩れも発生したところであります。

近年このような豪雨災害の激甚化や突発化に対応するべく、今回の訓練につきましては、災害現場対応の訓練としてのいつもの水防訓練会場であります物部川会場、そして情報を収集し、対応を指示する災害対策本部の訓練として市役所本庁会場の2か所に分け、両会場を連携させた訓練としたところでございます。大雨が降ると道路冠水の情報などが短時間に集中して入ってくるところでございますので、そのような情報から早急に対応が必要なものをより分けて、対応の指示に確実につなげる必要がございます。

今回の訓練では、災害対策本部の動きの中でも、特に情報収集、整理、対策立案、指示出し

を中心に行いまして、消防本部のリエゾンを通じて現場へ指示を伝える訓練であったところ
でございます。実際には、この災害対策本部の訓練、今回の体制は初めての取組ということも
ございまして、リエゾンへの指示を伝達するまでに時間を要したということなど、課題や改善点
はあったところでございます。全体としてどのようにスムーズに運営していくかということ
はもう一度検証しないといけないと思いますが、全体としては、各部門の役割を明確にして訓
練が実施できたということは、有意義であったと感じております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうから、この間の訓練の成果と教訓、新しい取組もされたよ
うですけれども、これを次の展望へしっかりとつなげていくようにお答えもいただきました。
実践へしっかりとつなげていけるように、さらに精進と努力を望みたいところであります。

その中で、先ほど市長の答弁の中でリエゾンという言葉が出てきたんですけれども、僕ちょ
っとこれ語尾のことを指すのか、言語のこと、子音と母音の使い方のことを指すのか、どうい
う伝え方がこのリエゾンという表現になったのか、危機管理長、教えてください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） リエゾンということにつきましては、仲介という意味がござい
ますが、災害の現場におきましては災害対策の情報連絡員という意味合いになります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 分かりました。新しい言葉が出たので、少し気になりましたので。

次に、2点目の南国市の地域防災計画の見直しを行われているところでありますが、こうし
たことを踏まえて、防災や水防など災害訓練における今後の課題についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、南国市地域防災計画の修正を行っているところでござい
ますが、この中で特に重点を置いている項目が災害対策本部の組織体制の見直しでございます。
近年の豪雨災害の激甚化と併せて、本市に大きな被害をもたらすと想定されております南海ト
ラフ地震に対応すべく、現在の災害対策本部の組織体制を大きく見直し、大規模災害時に機能
する組織につくり替えることを目的に見直しを行っております。

今回の訓練では、新しい組織体制案を用いて試行的に行ったところですが、現在、全職員を
動員しての災害対応訓練が実施できていない状況です。しかしながら、今回の訓練実施におい
て組織体制案の改善点も判明いたしましたので、修正を加えながら、今後の水防訓練及び震災
訓練につきまして、全庁的な災害対策訓練と位置づけし、発災時に機能する組織づくりを目指

してまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

市長なり危機管理課長のほうから答弁もいただいたわけで、皮肉にも5月28日でしたかね、防災訓練をした後、その後の6月1日、2日にかけて線状降水帯が発生をするなど、南国市にも緊急的に対策本部も立ち上がったようでしたけれども、そう大事には至らなかったということのように伺っていますので、この訓練を生かして市民の命と暮らしと財産を守るふうに、さらに全力で尽力をしていただきたいと思います。

次に、3点目であります。

近年、地球温暖化や異常気象等により風水害が全国で頻発化をしております。予断を許さない現状にもなってきました。日本はその自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しております。今後の諸対策やそうしたものの進捗状況についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 具体的な対策の取組につきましては、令和3年3月に作成いたしました南国市国土強靱化地域計画に基づき対策を進めてまいります。

同計画におきまして、洪水避難ビルの指定や新たな避難所の整備などの洪水対策における項目を挙げております。また、近年の気候変動を踏まえて、各河川での流域治水対策を行うべく関係者が集い、流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策を協議する場として、流域治水協議会が立ち上げられております。その取組といたしまして、本市におきましても防災啓発をはじめとするソフト事業や、排水路や雨水ポンプ場の整備などのハード対策を位置づけ、対策を進めております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長の方からお答えいただきましたけれども、市の国土強靱化地域計画に基づいて進めているというのは当然であろうかと思っておりますけれども、先ほどお答えにもありましたように、洪水避難ビルの指定、あるいは新たな避難所の整備をお答えされておりましたが、その辺り少し具体的にお示しも願いたいということと、もう一点は流域治水対策についても大変重要でありますし、箇所づけも含めて、いま一度詳しくお答えをいただきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市におけます洪水の浸水予測区域は、広域な範囲に及ぶと想

定をされております。このことから、洪水時における避難施設不足の脆弱性を鑑み、浸水域内の垂直避難が可能である公民館や小中学校、津波避難タワーの計13か所を洪水避難ビルとして指定するものでございます。新たな避難所とは、稲生地区に整備をする施設となります。

また、流域治水協議会におきましては、関係者がそれぞれの立場で取組を進めておりますが、本市では防災啓発として個人が避難するタイミングを決定するタイムラインの作成に向けた支援を行っております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 再質問にお答えをいただき、ありがとうございました。

次、4点目に入ります。これは消防長に質問をしたいと思っております。

災害対策として、その救助用の資機材は大変重要な役割を持っております。さきの水防訓練でも土砂崩れで生き埋めになった要救助者を、ユンボと申しますか、バックホーでしょうか、そういう重機による出動訓練、第1陣は機動部隊がその先頭に立ってきたわけですがけれども、このように重機及び人海戦術で手際よく救助されていくという、本番さながらの訓練、大変重要で大事であると痛感もしたところであります。

災害対策として、救助用の資機材の種類や装備の現状について、消防本部あるいは団にはどういったものが配備をされているか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） 救助用資機材の御質問にお答えをいたします。

救助活動時に主力車両となります救助工作車に、救助省令で規定をされました資機材を積載をしております。空気油圧式の重量物排除器具や切断器具、破壊器具としてのハンマードリル、水難救助用のボートやドローン、また各種安全装備品を装備しております。

消防団につきましては、チェーンソー、エンジンカッター、エアジャッキ及び油圧救助機具等の配備を完了いたしております。最近の装備としましては、現場情報収集をするバイクや、議員御紹介ありました水防訓練でも活躍をしました伝送ドローン、また救出救助用の重機の配備を行っております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 消防長より装備品や配備にされているものについて詳しくお答えがありました。

今後、水害等含めて様々な災害に対応する救助は高度な技術や装備品が求められてくるのではないのでしょうか。財源措置の裏づけがなければなかなか困難性も大きいわけですがけれども、

今後の導入計画といたしますか、調達等についてはどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） 今後の計画につきましては、現在、救助用ボートを計画的に整備をいたしております。本年度、バイク 2 台の整備を予定しております。

今後の救助用資機材の導入につきましては、ドローンや画像伝送装置などのように、年々新装備品が開発をされておりますので、その情報収集に努め、災害時に有効なものの整備に取り組んでいきたいと考えております。まずは今ある装備品を完全な状態で活用できるように整備すること及び操作員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 消防長よりお答えをいただきました。

救助用のボートの導入を計画的に整備をしていること、また本年度は巡視用ですかね、この間現場でも見せていただきました赤バイクを 2 台整備をするということですし、年々装備も新しいものがどんどん開発をされているし、その情報収集も大変かもしれませんが、ドローンも何機かあるんかもしれませんが、高性能化はしておりますし、耐用年数が四、五年というふうにもお聞きをしたわけですが、訓練をしたりするのにやっぱり予備機種も備えるということも必要ではないでしょうか。

それから、オペレーターなり操作員、あるいは技術の向上、スキルアップをする研修ですよ、そういう研修養成はスムーズに運んでいますか、その辺り少しお聞かせください。

それともう一点、最初にも少し述べましたが、調達するにはもちろん財源と予算の措置が当然先に来るわけですが、こうしたことを含めて、消防本部として、あるいは団として、年次計画的にものを立てて進められておられるか、その辺についてもう一度お聞かせください。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） まず、ドローンの件についてお答えをさせていただきます。

現在、南国市消防署に配備されておりますドローンにつきましては、3機ということになってございます。平成30年、それから令和4年に2機、導入経路はそれぞれ違いますけれども、通常であれば電池の寿命等で五、六年が寿命ということになっておりますので、更新計画についても考えていきたいと考えております。

次に、操作員につきましては、まずドローンについては現在各当務隊に6名ずつ、3当務ありますので18名を配備をいたしております。移動等に必要な場合には、現在、南国市消防署所

属に総務省消防庁のドローンアドバイザーがいますので、その者の研修を受けるようにいたしております。また、消防団員の重機のオペレーターにつきましても、職員、団員ともに計画的に資格取得を努めてまいりたいと考えております。

また、今後の計画につきましては、基本的には現在あるものの更新、また新しい補助メニュー等で必要性があるとなったものについては、そのときに考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 消防長には再質問をさせていただいて、丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございました。

それでは続いて、3項目めのマイナンバーカード、マイナ保険証についてであります。

平成27年に個人番号通知カードの送付が始まり、マイナンバーカードを使い、登録情報が確認ができるマイナポータルが運用を開始をされ、様々な分野への一体化が進んできております。これら一連の流れや義務化について、まず市長のほうからお答えください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） マイナンバーカードについての一連の流れということでございますが、まずは平成27年10月に個人番号通知カードの送付で始まりまして。その後、平成28年1月にはマイナンバーカードの交付が開始されております。平成29年11月には、マイナンバーカードを使い、自分自身で登録情報が確認できますマイナポータルが運用を開始されております。

マイナポイントにつきましては、第1弾が令和2年9月から令和3年12月まで、キャッシュレスサービスの登録で5,000ポイントの付与がされております。第2弾のポイント付与は、令和4年1月から令和5年2月まで実施され、保険証や口座の登録期限は本年9月末まで延期されております。令和4年10月には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、健康保険証を令和6年秋に廃止することが発表されており、本年6月2日の参議院本会議でマイナンバー改正関連法が成立したことにより、正式に健康保険証廃止に向けた動きが始まったところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうから答弁をいただきましたけれども、マイナンバーカードから派生をする一連の流れについてお話がありました。

マイナンバーカードをめぐる、今、誤交付や誤登録がこの制度を大きく揺るがす中で、保険証を廃止、マイナンバーカードを国民に強要する改正マイナンバー法が、先ほどありましたよ

うに、6月2日に参議院本会議で自民、公明、維新、国民などの賛成で可決、成立をしてきました。立憲民主党や社民党、共産党は強く反対をしてきたことであります。トラブルが相次いでる中で、審議を打ち切り、法案だけ通すのは、国民に対する国会の責任の放棄であろうと私は思います。保険証1枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊にもつながりかねません。開業医の63%が加入をする保健医療団体連合会の調査でも、オンライン資格確認でトラブルがあったと回答した医療機関が6割以上にも上りますし、有効なマイナ保険証が無効と判定をされたことも報告をされております。

何といたしまして、現行の保険証を残してほしいという医療機関なり市民もたくさんおいでるわけですし、廃止をされて、いろいろあればですね、患者が当面は窓口で10割の負担をせにゃいかん場合もできてくると思いますし、そうしたことが受診控えになったりすることも大変懸念をされるわけでございます。命に関わる問題としてある以上、マイナ保険証の運用はやはり一時中止すべきではないでしょうか。

次に、2点目ですけれども、マイナンバーカードに関するトラブルが多発をしている背景には、メリットばかりを強調しながら急激な普及、用途拡大を押しつけてきた政府の普及のありきの姿勢、アメとムチの現状が招いたということも言わざるを得ません。誤交付や誤登録、さらには個人情報流出につながるトラブルも続出をしております。これらの根本的な原因についてどのようにお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 不具合の原因について御質問でございます。

マイナ保険証の不具合として、他人の保険証情報のひもづけが発生しておりますが、健康保険組合をはじめとした医療保険者が加入者の情報を登録する際の入力ミスに起因したものです。これは登録時に保険者が本来の事務処理とは異なる方法で事務処理を行ったために、誤りが生じたものです。現在、厚生労働大臣が全国に約3,400ある保健所にマイナンバーの登録方法の点検を要請しており、その結果は7月末に公表されることになっております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市民課長が御不幸等があったようですので、副市長のほうからお答えをいただきました。

マイナンバーカードを使っての行政手続きができるよう、政府のサイトでありますマイナポータルでの他人の年金記録が閲覧できる状態になったトラブルも発生しておりますし、またマイナ保険証でも別人の情報が誤って登録をされる、ミスによって受診者の履歴や薬剤情報などが

外に漏れたり、閲覧をされるトラブルもありました。年金でも、社会保障関係の記録を手入力
で移し替える際に起きたと言われてますけれども、これなんかは完全にヒューマンエラーとし
か言いようがないわけですが、国策とはいえ、これまで政府の姿勢には大きな問題があ
ると言えます。特権階級に酔いしれているのか、岸田首相、公邸での忘年会が大きな批判を浴
びてきてるところでございまして、その一方では難民を強制送還をする悪法を通して
きましたし、LGBTをめぐる首相秘書官の暴言など、また弱者に寄り添わないマイナカード
の強制など、やはりこれは差別と人権無視の政治ではなかろうかと非常に危惧をするところ
があります。

本来、政治の役割や姿勢は弱者に手を差し伸べ、困り事を抱えた人を助けることにあるので
はないでしょうか。一連のトラブルや流れを見ても、憲法が保障する国民の生存権さえ脅かさ
れる深刻な問題ではなかろうかと、このように私は考えるところです。

次に、3点目です。

2024年秋に現行の健康保険証の原則廃止が決まりました。改正の柱は、マイナ保険証として
マイナンバーカードに一体化をすることです。カード取得はあくまで任意であります。
カードを持たない人への対応はどのようになりますか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

○副市長（村田 功） マイナンバーカードを持たない方、またはマイナンバーカードを取得
していても保険証機能を登録していない方など、健康保険証廃止後にオンライン資格承認を受
けられない状況にある方に対しては、資格確認書により受診していただくことで必要な保険診
療を受けられる制度上の対応を講じていくとしております。

資格確認書の申請につきましては、保険者から被保険者に対して保険証の廃止について、資
格確認書の取得を含めて通知するとともに、代理申請を含めて申請を勧奨し、申請が期待でき
ないと判断された場合などには職権で交付することなど、必要な対応を行うこととしておりま
す。

発行済みの現行の健康保険証も、保険証廃止後の1年間は有効、これは先に有効期限が到来
する場合は有効期限までとなっておりますが、1年間は有効とする経過措置も設ける予定とな
っております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 副市長のほうからマイナ保険証を持たない人については、資格確認書
を発行できるという一言であったわけですが、前の保険証廃止により医療現場や高齢者

福祉施設では混乱が予想もされますし、全国の保険医団体連合会が全国の高齢者施設や介護施設に対してのアンケートの中でも、1,219施設のうち6割近くが保険証の廃止には反対でありました。保険証が廃止をされれば、先ほど答弁にもあったように、マイナ保険証の利用申込みをするか、あるいは先ほどありました資格確認書の取得を申請するようになろうかと思えますけれども、資格確認書は1年ごとの更新がまた要求をされるわけでありまして、今まででしたら、そういう寝たきりとか、施設においでの方は、施設の人やあるいは家族が代行して保険証を管理をして受診をするというのが今までの取扱い的なものだったわけですけれども、これからこういう形になりますと、無保険者の扱いになる懸念も大変もう想定もされますし、あるいは職員がもうそういう対応はこれからはできるようには当然ならないと思えますので、非常に国は医療の質の向上と言うわけですけれども、実質は医療を受けなくなる、あるいは無保険者を生み出す最低限の医療へのアクセスにも影響するのではないかと、私は大変懸念もしていますし、しかし実態はこんな状態ではなかろうかと危惧をしておるところでございます。

次、最後4点目の質問なんですけれども、トラブル続きで制度の信頼が失墜をし、デジタル化そのものへの不信を招いているのが今の現状なわけですけれども、これの課題や改善について、市長はどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） マイナンバーカードは、国が示しております行政手続のオンライン化に必要なものでありまして、デジタル・ガバメント実行計画や自治体DX推進計画の上でも必須のものであると考えております。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化には、診療情報とか薬剤の情報とか、そういう医療の情報を全て確認することができるというようなことによりまして、メリットということもございます。また、災害時にもそういった情報を知ることができるということもメリットでもあると思います。そういったメリットもありますので、より多くの皆様にそのメリットっていうことも表示できるように取り組んでいかねばならないと考えておるところでございます。

しかしながら、まだ当市での交付率は5月末で64.5%とまだまだであるところでございます。さらに普及していくように取り組みたいとは思っております。今後は本市におきましてミスが起きないように注意して事務を行うことによりまして、カードの安全性を高めて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうからお答えをいただきましたけれども、非常に混乱とトラブル続きなわけですけれども、国も市もマイナ推進の立場は変わらないようで、そういう答弁でもありました。

国も制度の改善を打ち出してはいるわけですけれども、これからまださらに母子健康手帳とマイナカードの一体化、運転免許証の機能をマイナカードに搭載をしていく、医療費の助成の受給者証の一体化も進めることなど、政府はすぐこうした経過法を閣議決定をして進めようとしておるところであります。私どもはかねてから現在の健康保険証で何の不都合もないことや、カード化による情報漏えいの心配などもしてきましたけれども、先ほど来言いましたように、マイナンバー法の関連法が可決をしました。

しかし、現在マイナ保険証は予測をされたとおりに、様々な弊害やトラブルや事故が発生をし、国民の7割の人が不安を感じているのが現状ではないでしょうか。最も深刻な被害は、他人の医療情報がひもづけされたという、こうした事例も約7,300件が確認もされております。マイナ保険証について、政府の運用方針の受入れはなかなか困難であり、国民がマイナ保険証を取得をしないからといって保健医療を受けにくくすることがないように配慮も当然していただかねばなりませんし、そしてマイナ保険証は全ての保険証に応じて正しい情報なり、あるいはシステムがきっちり確認をされるまで、やっぱり運用を中止をすることや、現在の健康保険証を利用する人たちの意思を尊重し、マイナ保険証との間に差別や不利益が生じないように配慮することなどをこれからも求めていかなければならないと私は痛感をしておるところであります。以上です。

次に、4項目の部活動の地域移行についてであります。

公立学校での休日活動を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる地域移行についてお伺いをします。

近年、教員の働き方改革や少子化の進展で学校担任による部活動運営が困難になる中、スポーツ庁の有識者会議は令和7年度までに公立中学校の休日部活指導を地域移行する改革を提言をしてきましたし、令和5年から7年度までに、この3年間で改革集中期間というふうに設定もしたところであります。今日に至った経緯について、まずお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 部活動の地域移行につきましては、運動部活動については令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議からスポーツ庁に対して、文化部活動については令和4年8月に文化部活動の地域移行に関する検討会議から文化庁に対して、

それぞれ提言がされております。

その提言の中で、少子化が進展すれば、どの中学校等においても部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定され、生徒にとってはやりたい部活動がない、少ない部員数で活動が低調で魅力を感じられず、生徒の部活動離れを引き起こすという悪循環が生じること、また少子化の影響による学校規模の小規模化に伴い、部活動の指導を担う教師の数が減少し、学校単位で教師が指導する従来の部活動を今後も現状の形で維持していくことは極めて困難であるとの指摘もされております。

求められる対応といたしましては、生徒がスポーツや文化芸術等に親しむ機会を地域において広く確保できるようにしていく必要があり、運動部活動においては従来のように学校だけで運動部活動が中心となって生徒のスポーツ機会を担うのではなく、行政や地域のスポーツ団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域におけるスポーツ環境を速やかに整備し、その充実を図ることが強く求められるとの提言もあっております。

こうしたことから、それぞれの検討会議から休日の部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間で部活動の改革集中期間として位置づけ、全ての都道府県において休日の部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村において推進計画を策定することを規定することが適当であるとの考え方が示されております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましてありがとうございました。

次に、2点目に移ります。

運動部の部活動は、学校の教育活動の一環として行われてきた側面が非常に大きく、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てる、生徒間の絆や自主性、あるいは人間形成にも大きな役割を果たしてきたと言えます。

中学校の部活動は、学校生活の中で子供の心の支えにもなってきました。入学する中学校に、スポーツ少年団等で経験をしてきたスポーツの部活動があるかないかで入学する気持ちも大きく変わってもきておりました。また、そうした中で部活動の種目の多い私立中学校への希望する子供も結構あったのではないかと、このようにも思っております。中学校の部活動の本来の姿や意義についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢と

の交流の中で生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ることや、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義がございますし、生徒や保護者から教師や学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成に大きく貢献していると考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次、3点目ですけれども、今様々な課題に直面をしていると思われませんが、南国市の現状とこれからの取組は、そしてタイムスケジュールはいかがなものでしょうか。

今期から1名のコーディネーターの先生を配置もされました。その任務や役割等についてもお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 市内4中学校ごとに生徒数、教職員数、部活動数や指導者など、部活動をめぐる環境が違うため、それぞれに応じた取組を進めることとしております。

令和5年度の計画といたしましては、南国市では部活動の地域移行のためのコーディネーターを配置するとともに、年5回の検討委員会の開催を予定しております。コーディネーターが地域スポーツクラブ、文化クラブ活動、運営団体、実施主体と、中学校の連絡調整、南国市の方針策定、体制構築等に係る協議会開催運営等を担うことで、地域でのスポーツ団体や指導者等との学校との連携、協働がよりスムーズに進んでいくことができっております。

さらに、学校の管理職、教職員、児童生徒、保護者、各種スポーツ団体をはじめとした地域に対して、スポーツ庁や文化庁の国の方針、意向、本市の取組方向性を周知し、御意見も聞きながら地域移行を円滑に進めていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、4点目になりますけれども、地域移行に向けての受皿と委託先等についてはどのような団体や組織を想定をされておられますか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 地域移行に当たり、本市の総合型スポーツクラブ、まほろばクラブ南国を受皿として、学校教育課並びに生涯学習課が学校と連絡、調整をして準備を進めているところであります。このことにつきましては、校長会及び推進委員会の中で確

認をさせていただいております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

地域移行については、本市の場合、総合型スポーツクラブのまほろばクラブも受皿としてというふうにも、その方向で進んでいるようではございますけれども、その他の大学とか、あるいは総合型の地域のスポーツクラブ、あるいはスポーツ少年団、そうしたところへのまた働きかけなり受皿づくりへの展望等についてはいかがですか、もう一度お答えください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 先ほど御紹介いただきました団体等につきましても、指導者等の確保について必要だと思っておりますので、調整を取っていきながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、広域や連合チームでの受皿づくりとその対応はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 現在、地域移行ではございませんけれども、運動部活動では合同チームで大会に参加している事例がございます。また、競技専門外の指導者になっております運動部活動もあるため、7名の部活動指導員を雇用するなどして対応しております。生徒が通学する学校の教員が指導しない部活動も存在していることになっております。子供たちが将来にわたり、生徒がスポーツ、芸術等に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備していかなくてはならないと考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、6点目なんですけれども、指導者としての教職員の兼職兼業についてですけれども、地域移行しても、検討をするに当たって指導を希望する教員が指導者として指導していくような手を挙げる方式、あるいは希望も出てくるのではないかと思います、こうした兼職兼業の体制についてはどのようにお考えですか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 部活動改革に関連して、学校以外の主体が実施する

地域部活動に公立学校の教師等が従事する際の兼業兼職に関して留意点をまとめたものとして、学校の働き方を踏まえた部活動改革についてを受けまして、公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等についてが文部科学省より通知されております。その後、公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業についての手引も提示されております。

本市もこれらを基に地域移行していく際には、地域クラブ活動の指導者を希望される教職員がおりましたら、本人の意思等をよく確認いたしまして、兼職兼業を行うことが可能になるようにしてまいります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、7点目の質問です。

地域クラブ活動移行へのメリットとデメリットについてはどのようなことが想定をされたり、お考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） メリットといたしましては、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツ、芸術に継続して親しむことができる機会を確保できること、また学校の働き方改革を推進することができる等が挙げられます。

デメリットといたしましては、保護者、生徒への経済的な負担、指導者の確保等が大きな課題となることが予想されます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、8点目は学校の部活動と地域クラブ活動の在り方等に関する提言の中にも出てくるかとは思いますが、総合的なガイドラインとしてはどのようにこれが連動したり、県教あるいは市教の中で生かされていくのか、ガイドラインについてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが、国より令和4年12月に示されております。都道府県はこのガイドラインにのっとり、部活動の在り方に関する方針を策定することになっておりますので、南国市といたしましては高知県の策定する部活動の在り方に関する方針を参考に、設置する学校に係る部活動の方針を策定してまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、9点目でございますけれども、地域移行に関する課題と問題点ということは、これから様々な角度でいろんなことが起こってこようと思いますし、これからの課題等について、竹内信人教育長にもお尋ねをしたいと思います。

竹内教育長が赴任をした当時は、本当に子供たちが多く中、ちなみに北陵中もその一つだったと思うんですけども、本当に部活で子供たちを指導する、絆を強める、進路のことも子供の悩みも、そうした中で培ってきた時代でもあろうかと思いますが、今日地域移行という一つの大きな節目も迎えてきましたし、そんなことも含めて課題や問題点についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 部活指導の代表であるような私が地域移行してるという、進めているというのは、非常に周りで笑われてる可能性もあるんですが、現段階では学校の管理職、教職員、保護者、生徒、それから各種スポーツ団体をはじめとした地域に対して、スポーツ庁や文科省の国の方針や意向、それから本市の取組の方向性が十分に浸透し切れていないことが第一の課題ではないかというふうに考えております。

また、今後の取組を進めながら、課題を一つ一つ乗り越えなければなりません。都市部と違って財政的基盤が脆弱なこと、人口減がますます加速するなどの条件下において地域移行を円滑に進めるに当たり、保護者とか生徒への経済的負担があるのではないかと、また指導者の確保の問題もあるということが今後の予想として考えております。そういった点を克服するためには、国の実証事業を活用して部活動改革を進め、地域移行の課題を精査してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 竹内教育長のほうから、苦渋の選択といいますか、本当に教育長が実際の現場でおる時代と、これはもう世の中の流れで致し方ないかもしれませんが、高知県においても特に人口の減少、それに伴って子供たちが少なくなった。1つの学校で、もう部活動が1チームが組めないという現状の中で、本当に苦しい現状の中で新しい選択になるのかと思いますけれども、子供たちが、あるいは保護者を置き去りにならないような対策をしっかりと、国というよりも県教なり、この地域の部分で検討をしながら、しっかりとその対応を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、10点目、最後の質問になりますけれども、私ども教育民生常任委員会は5月22日から3日間、神奈川県の大和市、ここでは孤立のない社会を支援をしていくということで、私も初

めて聞いたんですけれども、おひとりさま支援条例というのを全国で初めて制定、施行して、今進めておるわけですけれども、その経緯や背景について、東京都武蔵野市ではオーガニック給食について、そして最後の埼玉県の白岡市では、先ほど質問もさせていただきましたけれども、部活動の地域移行について、行政視察を行ってきたところでもあります。この3市とも中央都市圏の近郊に一応位置をしているわけで、経済的にも人口も環境も文化の面でも優れておるといふか、羨ましいくらい先進地という感じで、私どもも様々な角度から学んできましたし、教育民生常任委員会としても所期の目的はしっかりと果たしてきたと、このように自負もしております。

そうした中、さて今回は溝渕浩芳教育次長に同行もしていただきました。3市の研修をして、教育次長としての率直な感想をお伺いできたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） このたびは教育民生常任委員会の杉本委員長をはじめ委員の皆様方には、神奈川県大和市、東京都武蔵野市、埼玉県白岡市への行政視察に同行する機会を与えていただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

1日目の神奈川県大和市では、おひとりさま支援条例について視察をいたしました。

「おひとりさま」とは、大和市の条例の定義では独り暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを要するもので、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、様々な面から支援するため、条例を制定したとのことでした。おひとりさまの居場所や交流場所、活躍する場所の提供のほか、終活に関わる相談や葬儀や納骨に関する生前契約の支援、遺言や遺品整理に当たって、専門家の紹介などを行っているとのことでした。

2日目の東京都武蔵野市では、オーガニック給食について視察をいたしました。

武蔵野市では、地産地消の取組を進めており、市内産や市内産野菜の使用率は令和2年度で重量ベースで18.9%で、生産者と栄養士の意見交換や、農薬や化学肥料の使用、作付の予定調整についても話合いを行っているとのことでした。武蔵野市では、農地が宅地に囲まれており、農薬を多く使うことが難しく、市内産の野菜を給食に使用することが農家にとっては販売先の確保になり、武蔵野市としては安全性の高い食材を給食に使用することができているとのことでした。オーガニック給食の視察でございましたが、武蔵野市では以前から行っている普通の取組であるとのことでした。

3日目の埼玉県白岡市では、部活動の地域移行について視察をいたしました。

白岡市では、令和3年度から休日の部活動の地域移行を行っておりまして、令和5年度には全ての部活動で移行するとのことでした。令和3年度、令和4年度と、休日の部活動の地域移行を行ってきたことでの課題や成果を御紹介いただき、南国市において部活動の地域移行を行う際に課題となることについて、事前に知ることができたと考えております。

この行政視察により、3市の取組をそれぞれ勉強させていただきましたが、いずれの視察先もそれぞれに創意工夫をされておりまして、大変よい刺激となっております。今回の視察研修は大変有意義なもので、同行させていただきました、誠にありがとうございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長をはじめ教育長、関係課長から御丁寧になんぞそれぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

これで私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 日本共産党の村田敦子です。

市民の方々から寄せられました不安や心配事の声を第430回南国市議会定例会へ届け、その解消に向けて質問します。御答弁をよろしく願いいたします。

1問目は、自衛隊へ市民の名簿を提供していることについて質問します。

周辺環境が危うくなっているとなんぞ軍事費を5年間で43兆円の大増とし、安保3文書の改訂を図りました。国土戦場化のため、全国283地区で自衛隊基地1万2,636棟を建て替え、5,102棟を改修する計画が参議院予算委員会で防衛省資料により明らかにされています。核、化学、生物、爆発物による攻撃や高高度での核爆発に伴う電磁パルスによる攻撃に対応するため、主要施設の地下化や壁の強化など、強靱化を図る計画に23年度から5年間だけで4兆円を投じ、10年以上かけます。防衛省は、予算成立前から一部ゼネコンなどを対象にこの事業の意見交換会を開催し、受注可能な件数や金額、希望する発注方式などを出してもらうという官製談合防止法違反に抵触するアンケート調査まで実施しています。戦争を人の命を食い物にするお代官様と商人の構図です。

インフラ整備の後には実践計画ですが、防衛省内部文書で日米共同対処としてオペレーションのサイクル、特に目標情報の共有、反撃を行う目標の分担、成果についての評価の共有等につ

いて、日米で協力を行うことが考えられるとして、敵基地攻撃作戦のサイクルが図示されています。これを見て、元空自指令の方は、自衛隊には国内は別にして海外のどの敵基地を反撃したらいいか、反撃した結果、どういう戦果が出たのか把握する能力はない。そこは米軍に頼ることになる。米軍の判断に引きずられ、反撃に際限がなくなると言われています。自衛隊は米国が戦争に勝つまで一緒に戦い続けることになりかねないのです。

以前から米軍と自衛隊は一緒に様々な実践訓練を行っています。こういう一連の状況下で自衛官を就職先に選ぶのを敬遠する傾向は大きくなってきています。兵器を爆買いするだけでなく、軍需産業支援法案を成立させました。国産兵器製造に財政支援や国有化までして殺傷兵器の輸出解禁を狙い、死の商人国家になろうとしている日本の自衛隊に就職するのは、軍隊に入ると同じです。専守防衛の自衛隊ではありません。それでも若者の名簿を自衛隊に差し出したのはいつだったのでしょうか。対象者とその人数もお聞きします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 自衛官等募集に係る情報提供につきましては、直近この4月5日に提供しております。対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生した市民で、人数は490人です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） その490人の名簿はどのようなもので渡しましたか。自衛隊のほうから、それについて要望がありましたか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 自衛官及び自衛官候補生の募集のための情報提供の依頼があっており、その中で紙媒体等での提出を要望されております。名簿につきましては、紙媒体で提供しております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） こういうことが起こっていることを事前に広報し、市民に知らせるべきではないですか。軍隊化してきている自衛隊から案内が送られてきたら、保護者も当人もショックです。対象者には情報提供の同意を得るべきではありませんか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 対象となっている方への同意を求めたことはありません。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 自衛隊法第97条や同施行令第120条で、自治体が協力できると以前も言われていましたが、決して義務や強制力はありません。個人情報保護は、憲法第13条、人格権のうちのプライバシー権で保障されており、個人情報を守ることは自治体の責務です。北海道幕別町や鹿児島県鹿児島市では、提供しようとする2か月、3か月前に対象者全員へ個別の通知で提供を望まない除外申請制度の周知も行っています。若者を二度と戦場に送らないために、若者の個人情報を守ることこそ行政が求められています。南国市にも、せめて個別通知と除外申請の周知を行うことを求めますが、どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に規定される市町村の法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されており、南国市個人情報保護条例は令和5年4月1日に廃止されておりますが、令和4年度までは同条例第10条第4号により外部提供することができる規定に該当し、また令和5年度からは個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号の規定に該当すると認められることから、情報提供しております。

なお、提供に当たり、名簿の依頼者である自衛隊高知地方協力本部長宛てに個人情報の保護に関する法律第70条の提供を受ける者に対する措置要求の規定により自衛官等募集のみに使用するものとし、個人情報の漏えいの防止、目的外使用の禁止、使用後の廃棄等、適切な措置を講ずるように文書で通知しております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 提供した後、廃棄をお願いしているということですが、それを確認はなかなかできないと思います。お互いに約束みたいな感じでされるがやと思うのですが、やはり本来は自衛隊法第97条や同施行令第120条は、決して義務や強制ではないですので、あくまでも協力ということですので、本来は憲法第13条で人格権のうちのプライバシー権で保障されていることのほうをやはり尊重すべきだと思います。どうしても提供しなければならない、いけば災害のときにまたお世話になることも考えて、協力できるところは協力しようということをお前にもお聞きしたんですが、そういうことでしたら、せめて自分の個人情報を提供したくないと言っている保護者と本人、その方たちにそれを、その意思を尊重するために、個人通知と除外申請の周知、2か月、3か月前から行ってほしいと思います。今回も490人が対象だったと

ということですが、次の年も大体この数字の前後だと思いますので、個人に通知をすることは難しいことではありません。特定健診だって、健診を受けていなければ2回でも3回でも通知が来ます。だから、1回この対象者に通知をすることは不可能ではないし、無理でもないと思われれますので、そこを南国市は行っていただきたいです。ほかの自治体で行っているのですから、南国市ができないということはないと思いますので、そのことをお聞きします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 答弁が重なりますけれども、個人情報保護に関する法律第69条第2項第3号の規定に該当すると認められることから、情報提供をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 次回からその対象者に対して通知を、自衛隊に名簿を提供しますよ、嫌な方は除外申請という制度があります。それを申告してくださいって通知は送っていただけませんか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 現在のところ、その法律に基づいて考えておりますので、送るつもりはありません。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） それでは、憲法よりそちらの法律や施行令が、言うたら優先、そうではないと思います。やはり憲法第13条の人格権のうちのプライバシー権のほうが保障されていると思いますので、市民の気持ちを大事と考えるでしたら、その対象者への通知と、それから除外申請の受付をすることを図ってください。お願いをします。また、どうせ同じことを言われると思うので、次の質問に行きます。

次に、子供たちを新たな戦前に置かないための教育について、教育長に質問します。

教育基本法第10条では、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであると教育の独立性がうたわれ、教育行政はこの自覚の下に教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備、確立を目標として行わなければならないと続きます。日本は、アメリカ、中国に次ぐ軍事大国への支出は惜しみませんが、教育費への公的支出はOECD国中で最低レベルです。しかし、教育指針の改悪や教科書への干渉、歴史のねじ曲げなど、お金は出しますが口は出します。教師の就業環境も劣悪で、残業代も出しません。そうして、為政者たちは再び大日本帝国の軍国少年少女をつくり出そうとしています。

戦時中、池川町で教師になられた竹本源治先生は、幼いときから頭に入った皇国史観のまま、神州不滅と日本の勝利を信じ、子供たちにも思想を教えました。そうした太平洋戦争中の自らへの反省が生んだ詩を御紹介します。「戦死せる教え児よ」竹本源治。「ゆいてかえらぬ教え児よ、私の手は血まみれだ！君をくびったその綱の端を私も持っていた。しかも人の子の師の名において、ああ！お互いにだまされていたの言い訳が何でできよう。ざんき、悔恨、ざんげを重ねても、それが何の償いになろう。いった君はもうかえらない。今ぞ私は汚濁の手をすすぎ、涙をはらって君の墓標に誓う。繰り返さぬぞ、絶対に！」、この詩は1952年1月30日、高知教組の冊子「るねさんす」44号に掲載されました。竹本先生は、越知町の片岡小学校校長を最後に78年3月退職、80年5月24日に亡くなりました。90年6月、高知市城西公園西側に、高知県管理職教員組合結成25周年を記念して、この詩碑が建立されています。

今また戦争する国づくりが進められています。自衛隊を米国主導の戦場に送りたがっている人が首相です。再び戦死せる教え子を産み出してはならないと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 先ほど朗読いただきました竹本先生の詩については、やはりこう胸にじんときるところを感じます。私たちも教え子を再び戦場に送ることがないような、そういった世の中をつくるのが教育に携わる者の責務というふうに考えております。

具体的には、学校現場では学習指導要領に基づいて平和教育、平和学習を行っております。特に子供たちが戦争についての実体験といいますか、肌で感じるような、いろんな視覚的な資料だとか、それとか実際に戦争遺跡を見に行ったりして、戦争の悲惨さというのを実感できるような学習プログラムを各学校とも作成をして取り組んでおります。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ありがとうございます。

やはりその学習っていうのはすごく大事で、戦時中、子供たちが幼くても、その幼年学校に入ったり、それから特攻隊に志願していったのは、そういう教育があつて、純粋な子供たちはそういう方向に進まされたわけです。だから、今世情がこういう状況になっているとき、子供たちをそういう色に染めないように、当たり前の考えを持って学んでいけるように、やはり先生方の役目はとても大きいと思いますので、教育の独立性を自覚して、しっかりと世情に流されないように子供たちを導いていってほしいと思います。

幸いにその目で見ると体験ということでは、南国市には掩体7基が本当にきれいに分かります。

子供たちが多分初めて見ても、あの入り口が飛行機の戦闘機の形になっていることが分かります。だから、ぜひこれからも保存を、維持を大切にしていって、子供たちの教材に使ってほしいと思います。本当によろしく願いをいたします。

2 問目は、福祉事務所の役割について質問をします。

所長をはじめ職員の皆様には、市民に対して細やかな対応をいつもしていただき、ありがとうございます。

最初に、生活保護について質問します。

6 月 7 日に、厚生労働省が今年 3 月の生活保護の申請件数が前年同月比 23.7% 増の 2 万 4,493 件に上り、増加は 3 か月連続で、増加率が 20% を超えたのは 2 か月連続という調査結果を発表しました。新型コロナの長期化や物価高騰による生活悪化が影響していることは明らかです。3 月に生活保護の利用を開始した世帯も、前年同月比 25% 増の 2 万 2,190 世帯となっています。しかし、南国市では 6 世帯 13 人の減となっています。水際作戦はないとお聞きしていますが、あまりにも世情と乖離しているのではないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 生活保護に関しまして、本市におけるその実施については国から示された通知等に基づいて、特に保護の申請権を侵害するようなことがないように留意し、適正に執り行っております。

今年 3 月末時点の本市における生活保護受給世帯は 732 世帯、919 人であり、議員のおっしゃるとおり、前年同期比で 6 世帯、13 人、ともに減となっております。また、1 月から 3 月までの期間における新規申請件数につきましては、昨年が合計 34 件、相談が 62 件であるのに対し、今年は、本年は新規申請が 36 件、相談が 47 件と、ほぼ申請は同水準、相談件数は約 24% 減となっております。

本市における生活保護の状況は全国とは異なっておりますが、物価の高騰など市民の皆様方の暮らしも厳しい状況が継続する中、今後におきましても生活保護が生活に困窮される方の最後のセーフティーネットであることに留意いたしまして、適正な事務実施に努めてまいります。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15 番（村田敦子） 今年の相談件数が同時期に比べて 47 件、大分少ないんですが、生活が厳しいのはあまり変わってないし、ずっと続いています。南国市の福祉事務所は相談に来にくい、そういう感じがあるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） そのようには思っておりません。それで、相談に来た場合、保護のしおりとか、そういうのをお渡しております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ぜひ積極的に相談を受けてあげていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

食品の値上げが続いています。帝国データバンクの調査では、22年度には延べ3万品目を超える記録的な値上げラッシュとなりました。燃油や農業資材なども大幅な価格高騰となり、国は各種補助金で支援を図りました。低所得世帯に対する5万円の電力、ガス、食料品等緊急支援給付金事業のときには、専決されたにもかかわらず支給が遅くなり、高知市はとっくに支給されているのにという声も多く上がりました。

本年度の食品値上げ品目数の見通しも1万2,000品目を突破しています。光熱費も値上げとなり、四国電力は25%の値上げとなっています。国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、非課税世帯と均等割のみが課されている世帯に対して1世帯当たり3万円を給付することになっています。梅雨どきで高い湿度と温度となってきました。適宜エアコンを使用して生活環境を整え、体調を崩さないように、早急に給付金を届けてください。進捗状況をお聞きします。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） この給付金の対象世帯は、令和5年度に係る市町村民税均等割非課税世帯を国が低所得世帯支援枠として財源保障するものでありますが、本市では独自に指定する対象世帯として均等割のみが課税されてる方を含む世帯を対象とするように拡大して実施する予定です。

事業実施に際しては、デジタル庁に特定公的給付の指定を申請しております。この特定公的給付に指定されることで、昨年度実施された給付金に係る口座情報等の利用が可能となり、条件を満たした対象者には確認書の返送を要しないプッシュ型給付も可能となり、対象者の手間や事務作業が大幅に軽減される見込みです。

事業のスケジュールにつきましては、本議会における予算議決後、システム構築委託等の契約を締結し、特定公的給付指定後、課税情報の照会、対象世帯のデータ抽出、送付文書の印刷、封緘作業を行い、8月中旬に文書の発送を予定しております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 先ほどの答弁でお聞きしましたら、本市は独自に均等割のみが課税さ

れている方を含む世帯も対象にするように拡大されているということで、それは本当にいいことだと思います。ただ、手続きがやはり時間がかかり過ぎるような気がします。8月中旬の文書発送ということは、支給はまだそれから後になるということだし、以前に非課税で口座が特定されている方にはプッシュ型でいけるかもしれませんが、新たに拡大された方には、皆さんまた新たな手続きを、返送手続きをしていただいて、もっと時間がかかることになるがやと思います。

以前もシステム構築委託、それにすごく時間がかかったみたいなのですが。香南市とも同じところを使っているの、なかなかその時間がかかると、そうしておっしゃってました。そこを何とかほかの業者さんに委託とかはできないがでしょうか。少しでも、もう8月中旬、そして新たな対象になられた方っていうたら、もう本当に暑い暑い中をいろんなことを我慢しながら過ごさなければいけません。できるだけ早くの支給を目指して、そういうふうな新たな委託先っていうのは見つけれないものでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） どうしても南国市のシステムって、議員のおっしゃるように、香南市とか、ほかの市のシステムと同じ分を使っておりますので、どうしてもそのようになってしまいます。それで、最速で8月というように予定しております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） すぐほかのところをお願いするっていうことができないということで、でも、できるだけ封筒の封緘とか、そういうことではやはり人数をちょっと多くして、早くできることを早くして行ってほしいと思います。やっぱり最後のセーフティーネットとしての役割を積極的に果たしていくことが福祉事務所には求められておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、障害者支援について質問します。

障害者が望む地域生活を営むために、介護サービスや必要な装具を整え、環境整備を図ることも福祉事務所の役割と思いますが、どうですか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 福祉事務所では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法という分ですけれども、に規定されている介護給付訓練等給付、自立支援医療、補装具などの自立支援給付、日常生活給付事業と、それから移動支援事業などの地域生活支援事業などを行っております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） やっぱり生活環境を整えるためのあらゆるサービスの提供について、お仕事をされているということです。特に障害児の場合には、発達段階に沿ったその時々への対応が必要ではないでしょうか。装具についても、その成長や個性に合ったものでなければ、かえって成長を阻害するのではないかと思います。デリケートに対応することが求められると考えますか、どうでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 補装具の支給につきましては、厚生労働省の社会・援護局、障害保健福祉部長通知の補装具費支給事務取扱指針などに基づいて執り行っております。補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能補完、または代替し、かつ長期的にわたり継続して使用される用具であります。

身体障害児についてですけれども、将来社会人として独立、自活するための素地を育成、助長すること等を目的として使用されるものでありまして、補装具を必要とする身体障害児に対して補装具費の支給を行うものであります。このため補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、それから言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売、または修理を行う事業者との連携を図りながら、身体障害児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行います。その際、身体障害については、心身の発達過程の特性を十分考慮する必要があります。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 障害児は成長していきますので、非常にデリケートな対応が必要ということだと思います。障害者福祉の基本理念であるノーマライゼーションの考え方を実践することが福祉事務所の役割を果たしていくことになるとは思われませんか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） ノーマライゼーションは、障害のある方が障害のない方と同等に生活し、活動する社会を目指す理念でありまして、障害者に関わるもののみだけでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念でありまして、いろいろな課等がそれぞれの役割を担っておりまして、特に福祉事務所の役割は大きいと思っております。

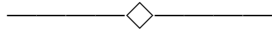
○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 基本理念をよく理解していただいている所長の下では、多くの困窮者の方が救っていただけたと思いますので、これからも相談活動、一人でも多くの方の相談を聞いて、よろしく願います。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時55分 休憩



午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。15番村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 3問目は、南国市内の道路について質問します。

まず、市道の補修要望と補修状況についてですが、昨年度から引き継いだものと今年度要望のあった件数を合わせると、現在どれくらいの件数となっていますか。また、4月1日から5月31日までに修理できた件数は何件でしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 市道の補修要望件数は、昨年度から引き継いだ件数21件、本年度要望の件数は11件、合計32件でございます。うち完了した件数は5件、発注済み件数が3件、残りの箇所につきましても順次発注に向け、準備を進めてまいります。

次に、建設課の補修員が対応しました補修件数は、4月と5月合わせまして合計224件でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） あまり多くないなと思ったがですけど、すみません、よく聞こえなかったので、補修できた件数、修理できた件数は、もう一度最後に言われた数を教えてください。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 完了した件数は5件、発注済みが3件、残りの件数につきましても随時発注に向け、準備を進めてまいります。

なお、この件数は市道の補修の中で昨年度要望があったものを引き継いだ21件と本年度要望11件、合計32件のうち、完了した件数と発注済み件数でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 残りも順次お願いをしていきたいと思っております。

市有物件の中でも市民が一番利用する市道については、以前から補修要望に修繕がなかなか追いつかないという状況で、よく市民からの苦情が寄せられていますが、その原因は何だと思われるでしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 道路の補修は日々のパトロールや補修工事の発注で対応しておりますが、補修状況について、少ない件数ではございますが、御意見はいただいております。その要因としまして、技師の人員不足も要因の一つではないかと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） すいません、よく聞き取れなかったんですけど、人員が少ないっておっしゃったがですか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 要因としまして、技師の人員不足も要因の一つではないかと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） すいません。人員不足でしたら、その人員を何とか確保する手ではないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 人員不足については、市の中で機構改革等がございますので、そちらのほうに要望を今後していきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 希望退職の方を確保されるがですか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 機構改革で。

（「ああ、機構改革」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 機構改革で人員の確保を図るということですか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 人員の確保ではなくて、今の状況を伝えた中で、あとは建設課として要望するということです。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 建設課として、その中で機構改革をして、ちょっとすみません。人員の確保が難しいということながでしょうか。

○議長（浜田和子） 答弁、総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 採用試験でございますけれども、土木技師も採用の職種に上げておりますけれども、現在のところ、合格者はいない状態で、この10月採用でも職種のほうに上げております。土木技師の絶対的な数については、欠員状態という状態にはなっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 採用試験でも人がいない、また10月にも対応を試みるつもりだけれどということですね。それはもう建設課では、結局それを待って人員を補充してもらおう、それしかないと思いますが、それまで少ない人数で頑張っていていただきたいと思います。できるだけ採用ができるように頑張ってください。お願いします。

建設課では、毎日4台の車が市内全域をパトロールし、穴やへこみをその場で修繕していると聞いていますが、よく傷むところには黒い修繕跡が何か所もあり、またそこが掘れてぼこぼこになっているのを見かけ、自転車や徒歩の方には危ないのではないかと心配になります。そういうところは時間がかかるかもしれませんが、もう少し広く平らに修繕していくようにはできないでしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 全面的な道路舗装につきましては、路面性状調査を実施しております。年次計画に基づいて公共施設等適正管理推進事業債を活用し、順次舗装工事を実施しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） それも年次計画に基づいてされているということですが、できるだけ多くの箇所を修理できるようにしていただきたいと思いますので、頑張ってください。

次に、道路端を確認しやすくするための手だてについてお聞きします。

南国市は、市街化調整区域が多く、広域農道や農免道路など、農地の道路には街灯やガードレールが少なく、月明かりがないときや強雨、霧が発生したときなどには路肩が確認しづらいため、水路や農地に車が転落しているのを見かけるときがあります。私の家の付近もガードレールのない道路で、夜間は道端が確認しづらい状態だったのですが、最近市営住宅から祈年公民館の西側のところまで路肩に青や黄色、ピンクの発光体がつけられていて、道端がよく分かります。名前と発光のメカニズムをお聞きします。また、市民の安心・安全のため、これを市内全域に装着していったらどうでしょうか。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 製品カタログで確認しましたところ、商品名は反射式縁石びょうといいまして、光の反射で安全走行の視認効果を高めてると記載しておりました。

次に、市内全域となりますと、反射式縁石びょうの必要性について、現地調査等に多くの時間を要しますので、緊急性の高い場所につきましては一度議員にお話をお伺えればと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 緊急性の高いところ、よくそういうふうには車が落ちたりするような見通しの悪いところからと思いますが、そういうところから市内全域にそれを広げていってほしいと思います。あれでしたら農地なんかの作物の収穫なんかに影響しない、そういうものですので、ぜひ市内全域、できるだけ広げていってほしいと思います。

交通インフラ整備は市民サービス向上の最たるもので、市の業務の中でも最重要であると考えますが、今後の取組についてのお考えをお聞きします。

○議長（浜田和子） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 限られた人員の中で、いかに市民の皆様のニーズに応えられるかを常に考え、市民の皆様にとって安全・安心なインフラ整備に今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 限られた人員の中で頑張ってくださいということです。総務課もできるだけ人員を確保していただくようによろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

午前中の今西議員の質問でも触れられておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類に引き下げて以来、市民生活もコロナ前に戻りつつあるという状況です。各地での行事イベントも再開され始めまして、4年ぶりの開催で、どうやってやりよったろう、忘れたというような話も耳にします。このような状況の中で迎えました第430回6月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回私が通告させていただいた質問は、1、防災行政、2、教育行政、3、公共交通、4、住宅政策の4項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしく願います。

たします。

まず、防災行政について。

1つ目の水防訓練についてですけれども、今西議員さんの質問もありましたのであれですけれども、5月28日に行われました南国市水防訓練について、関係者の皆さん大変御苦労さまでした。ただ、一生懸命取り組まれていた参加者の皆さんには何か申し訳ないですけれども、私の目には行事の一環として行われているだけの印象を受けました。それぞれの各種訓練が行われている中で、取り組んでいるそのときには一生懸命やられてましたけども、終わったら集中してないというような、そんな感じを受けてしまいました。また、以前は管理職や採用後、二、三年目の職員が参加していましたけれども、職員の参加もありませんでした。

そこでまず、お伺いしますが、コロナ禍でそれまでのような規模の水防訓練が行われていなかった。その間に新たに管理職になられた方、また採用された職員もいますけれども、現地に職員が参加していなかったのはなぜでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本年度の訓練は、大規模災害の発生時に機能する組織づくりを目指して物部川河川敷の現地と災害対策本部を連動させる実践的な訓練を実施いたしました。災害対策本部員となる幹部職員は、本部運営訓練を行うべく、災害対策本部となる市役所大会議室に参集し、出水期における災害対応の手順等を確認いたしております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 市役所本庁に対策本部を設置して、より実践的な訓練を行ったということで、初めての試みだったと思います。私も現職時代に現場で土のう作りを経験しましたがけれども、管理職は実際には土のうを作るよりも本部に詰めるだろうなというような思いはありました。そんな中で市長が終了式の講評の中で、本庁に対策本部を設置した中で、通信、情報伝達の面で課題があったというふうに言われたと思います。では実際に今回の訓練を行ってみて、どのような課題があったのか、そして今後どのように対処されるのか、お伺いします。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在本市では、新たに編成いたしました対策本部における指揮系統部の被災者情報統括チーム、広報・情報整理チーム及び指揮系統・対策立案チームに共有されるべき災害情報を標準化するシステムが導入されておりません。このために災害情報の整理方法が手書き資料に基づく対応であったため、伝達の遅延や事後対応の確認などに課題が残りました。今後、危機管理の標準化や体制の強化及びシステム導入などのDXを進め、全庁体

制で行う訓練を実施したいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひ今回の訓練の教訓を生かしていただきたいというふうに思います。

なお、私としては、採用後間もない職員などが水防訓練の現場を経験することも大切だなどというふうに思いますので、以前のように物部川の河川敷のほうで消防団員さんの皆さんとともに訓練に参加することも継続していただけたらなというふうに思います。

ところで、先ほども申し上げましたけれども、私だけかもしれませんが、今回の物部川での訓練が、本部のテントの中から見ただけですけども、妙に緊張感に欠けていた、そんな感じがしたのですが、そのあたりはどのように捉えておるでしょうか。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） 水防訓練における現地の状況についての御質問にお答えをいたします。

昨年までの水防訓練は、消防団員の方々に同時実施で各訓練ブースを巡回していく形で実施をしておりましたが、本市では先ほど危機管理課長が申しましたように、市災害対策本部と連動する災害対策本部からの指令によって活動するというイメージで実施をいたしました。物部川訓練所の団員さんは、それぞれに想定付与された訓練以外に関わるものがなかったため、現場で御見学された方には少し物足りない印象を与えたかもしれません。また、ここ3年ほどフルスペックで各種訓練礼式や放水などの訓練が十分にできていなかったということも一つの要因かもしれません。

いずれにしましても、見せるための訓練にする必要はないと思いますが、やはり訓練会場で参観していただいている全ての方に、よかった、緊迫感が伝わったと言われる訓練体制、訓練内容の構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 消防団の方がやられてたということで、消防長のほうからお答えがありましたけれども、ぜひ、決して見せるためのものじゃありませんけれども、緊張感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、市長に総括をお伺いしようと思ってましたけれども、今西議員さんの質問で詳しくお話しされましたので、もうそれはやめておきます。

次の質問に移りたいと思います。

次に、避難所の整備についてですけれども、今回お伺いするのは地域交流センターMIAR

E！ができて、あそこも避難所となるということで、まずそのことについてお伺いします。

市内に設置される避難所については、各地区に学校や公民館、防災コミュニティセンターがあつて指定避難所となりますけれども、大篠地区ではこれまで大篠小学校も避難所として指定されておりました。今回MIARE！が避難所として指定されるということになったわけですが、MIARE！の落成式典のときに市長が文化施設と併せて防災機能も備えてると強調されておりました。大篠地区は人口が非常に密集しているため、複数の大きな避難施設が必要であります。では、大篠小学校とMIARE！と避難施設としての機能には違いがあるのか、どちらに避難しても同じなのか、そのあたりの説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先日グランドオープンいたしました地域交流センターMIARE！は、2階の大篠公民館とともに、以前避難所として位置づけをしておりました市民体育館と中央公民館に代わる避難所となります。

防災機能といたしましては、MIARE！が設計当初より避難所を想定した建設を進めたこともあり、マンホールトイレや自家発電などの防災機能が備わっております。避難につきましては、どちらの施設に避難されても結構でございますが、両施設は大篠地区の大規模な避難所施設となりますので、一体型の避難所として避難所運営マニュアルを整備するように考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 両方とも隣り合わせてますので、一体型ということですので、早急にマニュアルを作成いただきたいと思ひます。

ところで、MIARE！には2階に大篠公民館があつて、調理室もありますけれども、それとは別に玄関前のピロティーに炊き出しスペースを確保されていると聞きました。ところがその炊き出しに使う釜などの備品がないという話を聞いております。これでは機能と場所があつても何にも役に立たないという状況ですけれども、その備品などを含めて備蓄品などの確保はどうなっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難所などに備蓄をいたします公的備蓄につきましては、高知県備蓄方針に基づきまして、毛布などの最低限必要となる品目を各避難所等に配備しております。その他の備蓄品は、市防災連合会などとの協議の中で配備を進めておりますけれども、例えば日章地区の自主防災協議会におきましては、避難所運営訓練の中で炊き出し訓練を行っ

ていただき、釜などの備蓄品を独自で用意をされております。

市といたしましても、各地区の防災連合会を対象といたしました南国市自主防災組織連携活動促進事業補助金を創設しておりますので、ぜひ訓練を実施していただき、補助金の活用をお願いするところでございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 各地区の防災連合会でというようなお話でしたけれども、大篠地区の自主防災会の組織についてはどのように把握されているのか、地元の責任もあると思いますけれども、現在の実態ではなかなか対応し切れないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在大篠地区におきましては、21組織の自主防災組織が結成されており、そのうち6組織が一つの連合会を結成し、活動を行っていただいております。災害が発生し、避難所が開設されますと、複数の自主防災組織が合同で避難所運営に携わるようになりますので、事前に連合会の組織化を進めることは効果的であります。

市といたしましても、大篠地区に限らず、連合会の組織化が進んでいない地区に対しましては、組織化に向けての支援を行いたいというふうに考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 私は上大埞というほうになりますけれども、現在の状況を地元とも打開するようにしていかないかとは思いますが、災害はいつ起こるか分かりません。各地で震度5強、弱レベルの地震も多発していますし、線状降水帯による災害も発生しているという状況です。MIARE！に防災機能を備えているということが絵に描いた餅にならないように、装備品もしっかり整えていただくように、予算もきちんと確保していただきたいと思えます。市長の口からお答えいただきたいのですけれども。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 大規模災害発生時の避難所運営につきましては、発災当初は市職員が駆けつけることが非常に困難なため、地域主体の運営に委ねなければならないことが予想されます。そのためにも自主防災組織などを中心とした地域団体と協働して円滑な避難所運営が実施できるよう努めておるところでございます、その備品と整備につきましては各避難所、避難所に必要なものはそれぞれ少しずつ違うとは思いますが、やはり連合会組織への補助金を通して整備をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 地元との協議もありますけれども、ぜひとも予算のほうもよろしく願います。

ところで、話は変わるんですけども、先日大篠小学校にお伺いしたときに、学校の先生から南舎の南に花壇というか畑というかがありますけれども、その間に防災釜、つまり炊き出し用の釜ですけども、これを作ってくれないかというようなお話がありました。ちょうどそこは特別支援学級の教室の前に当たって、子供たちの勉強にもなるということでした。そこには手洗い場もありますので、ちょうど場所的にもいいのかなと思いました。この御意見についてはいかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 御質問ありました大篠小学校南舎の南にございます花壇でございますが、現在1年生、2年生の生活科の野菜づくり、3年生、4年生は理科の植物栽培、その他の学年も野菜や花の栽培を行っております。また、11月頃からは、2年生が卒業式に向けての花や生活科での冬野菜の栽培、1年生は入学式に向けての花の栽培、球根の植付け、その他次年度のモンシロチョウの学習準備として、キャベツ、ケールの植付けを行う予定となっております。花壇につきましては、このように利用されておりますので、炊き出し釜の設置が可能であるか、学校長とも協議を行いたいと思います。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 一つの案ということで受け止めていただきたいというふうに思います。

ところで、大篠小学校にマンホールトイレの設備が設置されると聞きました。どのような計画になっているのでしょうか。あわせて、先ほどMIARE!についても、答弁でマンホールトイレの設備があるということでしたので、MIARE!についても併せてお答えいただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大篠小学校のマンホールトイレにつきましては、本年度に実施設計を行う予定でございます。

MIARE!のマンホールトイレにつきましては、マンホールトイレに対応になっておりますが、発災時に弁を切り替える貯留式のマンホールのトイレとなっており、通常の使用をすればすぐに満杯となることが予想されるため、発災時には要配慮者用などといった使用者制限を設ける必要があると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） マンホールトイレを造っても、ちょっと制約もあるようなことですが、実は先日、産業建設常任委員会の行政視察で滋賀県長浜市にお邪魔しましたが、長浜市の市役所庁舎はまだ建って十何年かというところですが、庁舎の周りにたくさんのマンホールトイレの設備がありました。これまでも多くの同僚議員が質問してきましたけれども、やはり避難所生活におけるトイレの問題というのは非常に大切な、重要な問題だと思います。マンホールトイレは下水道管がないといけないので、どこにでもというわけにはいきませんが、市内の避難所へのマンホールトイレ設備の設置状況、今後の計画について改めて伺います。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在の既存のマンホールに設置するトイレ設備一式を63基備蓄しております。また、土地区画整理事業を実施した篠原地区の公園に現在マンホールトイレを整備しております。

今後のマンホールトイレにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、大篠小学校をはじめ、十市小学校と東工業高等学校にマンホールトイレを設置するよう、本年度に実施設計を行う予定でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 順次設置していくということですが、マンホールトイレ、先ほどMIARE！の部分でも制限がかかってくるようなお話でしたけれども、下水道管が使えなくなったりした場合にはマンホールトイレも使えないというようなことで、欠点もあります。全体的に必要なのは仮設トイレだと思います。プライベート空間も含めた対応、準備が必要だと思います。し尿処理を含めてトイレの問題について、現状と課題、今後の対応をお答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） トイレの確保につきましては、本市におきましては令和3年6月に作成されました高知県備蓄方針に基づき、公的備蓄を進めております。その方針に基づきますと、本市では最低限必要な災害用トイレの数は、携帯トイレのみで8万8,260回分、簡易トイレのみで354基が必要となります。それに対しまして、現在本市では携帯トイレ4万6,100回分、マンホールトイレを除く簡易トイレ327基を備蓄しておりまして、携帯トイレと簡易トイレを合わせますと、目標数量は確保しております。

トイレの課題といたしましては、携帯トイレ、簡易トイレともに排せつ物はビニール等で一

且集積することとなりますので、その回収をいかに進めていくか、避難所等での環境衛生の悪化をいかに防ぐかということが挙げられます。単にトイレを配置して終わりということではなく、その後の対策をしっかりとつなげていくことが必要であると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） マンホールトイレが327基、携帯トイレが4万6,100ですか、人口に対してということで、すぐにいっぱいになってしまうような気がします。し尿処理についてお答えいただけなかったので、お答えください。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 避難所の排せつ物の回収の件ですが、高知県し尿収集運搬支援連合会と県とが災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定を締結しており、被災した市町村から県に支援要請をした場合、県内業者による協力が可能となっています。また、市としましては市内業者の協力を得るため、環境管理組合との協定を進めていく予定です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） やはり本当にトイレの問題というのは大変なことで、先ほどの数字からいってもすぐにいっぱいになるような状況ですので、簡易トイレが327つていたらすぐにいっぱいになる。やっぱりし尿処理、後処理が必要ですので、そのあたりも衛生面も含めて十分な備えをしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、教育行政について、教職員の配置についてお伺いします。

近年、教員不足が深刻化しているようで、5月27日付の高知新聞にも小学校教諭、連年採用難という記事がありました。都道府県間での争奪戦も過熱してるというような記事でしたけれども、一方高知県では土佐の教育改革が推進されておまして、1、2年生の30人学級、3年生の35人学級、これが導入されて十数年が経過しております。その上、専科教員の配置などにも取り組んでおられるということでございます。ところが、その専科教員の確保も難しくなっていて、大篠小学校では今年度、理科の専科教員がいなくなったということです。

そして今、特に学校で苦慮している問題が、特別支援学級の問題ということを知っております。特別支援学級にも教員の配置基準があって、8人で1クラスということですがけれども、近年この特別支援学級へ入るお子さんが急増しているということです。県下でも最大規模の大篠小学校では、今年度41名の児童が特別支援学級にいるということです。自閉症など支援を必要とする児童が増えているのが原因、要因ですがけれども、学校現場で苦慮しているのは、保護者

の認識の相違もあるというふうに伺いました。

そこでお伺いしますが、このような支援が必要と思われる児童について、保護者との関わり、また特別支援学級へつなげていくシステム、こういったものについては南国市はどのように行われているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 就学前の施設で年長時に特別な支援を受けている、また施設が特別な支援が必要と思われたお子さんの保護者の方と施設の先生方と個別に面談を行い、お子さんの状況や支援について、さらに小学校入学に向けて不安や疑問に思っていることをお聞かせいただいております。

その上で、就学前施設と同様の1対1の対応は、1対1の支援はできないとしても、お子様に必要な支援を小学校でも行わせていただくために、特別支援学校の検査員による発達検査を受けることをお勧めさせていただいております。

検査の結果が出ましたら、その結果を基に南国市教育支援委員会において、特別支援学級入級かどうかを真偽判定していただき、その判定を基に教育委員会として、お子さんの学びの場として適当であると判断した学びの場、特別支援学級や通常学級で支援を行うということを保護者の方にお伝えしております。

小学校に入学した後における流れは、特別な支援を必要とする児童の学習や生活、行動の様子や状況から、支援の方法等について校内支援会等で話し合ったり、外部専門家からのアドバイスを基に支援を行ったりしても、通常学級における支援だけでは十分な支援を行うことが難しいとなった場合に、先ほどの就学前施設と同様に、発達検査を受けていただけるようお勧めさせていただいております。

このように南国市では、就学前施設、小学校において、特別な支援を必要とする幼児、児童について、組織的な見取、判断を基に、保護者の方に発達検査をお勧めし、その結果から特別支援学級へつなげていくという流れで行っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 現場から教育相談というなことも出てくるというふうに聞きましたけども、なかなか教育相談も受ける順番が来ないみたいな話も聞きました。

大篠小学校は、大規模がゆえに学年別のクラス編制が行われていて、今年度は41人と言いましたけれども、それで7クラスあるそうです。これに対して小規模校では複数学年が1クラスにまとめられている。8人で1クラスということですので、まとめられているため、担任の先

生方も非常に苦慮されてるというような、よりそういった苦慮が大きいということです。児童一人一人、その特性も違いますので、それへの対応の仕方も異なって、なかなか一人の先生では対応し切れないために、管理職が支援に入っているということも聞いています。この実態については、当然教育委員会も御承知のことでしょうが、県費の特別支援学級の担任のほかに、市単の支援員の配置が必要となります。

そこでお伺いしますが、今年度支援員の配置は十分に対応できているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 特別支援員につきましては、令和4年度当初は4中学校に4名、11小学校に17名、合計21名を配置しておりましたが、令和5年6月1日現在、4中学校に4名、11小学校に19名、合計23名の配置ができております。昨年度当初と比べますと2名の増員となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今年度は昨年から比べると2名増ということですが、全体で23名ということですが、各年度のクラス編制、5月1日に確定するということで、支援を必要とすると思われる児童についても、その年度中はもう通常クラスでずっといるということになるということです。そのため通常クラスにおける学級運営が大変ということもお伺いします。

昨年度の大篠小学校で1年生の状態が大変だったということは外部にも聞こえてきましたけれども、実際に昨年度5人だった1年生の特別支援学級の子供さんが、今年度2年に上がったから14人と急激に増えたということがあるようです。このように、年度途中は通常クラスの学級運営も大変でありますので、ここにも支援員の配置が必要ではないかというふうに言われております。支援員の配置は財政面的な負担もありますけれども、やはり未来を担う子供たちの成長と保育教育を受ける権利を保障していく上でも、市の姿勢が問われると思います。配置する人の確保も非常に今難しいという状況があると思いますけれども、配置する前提にやっぱり予算が必要です。支援員配置の予算確保も踏まえて、市長の見解をお伺いします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員が言われましたように、特別支援員に係る経費につきましては、地方交付税を算定する上の基準財政需要額に学校数に応じて算入されるということになっております。令和4年度に比べて令和5年度に支援員の増員をしたところでございますが、それにつきましては担当課から要望を聞き、対応したところでございまして、そのような御要望に精いっぱい応えるように、財政的な面も計上していきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 交付税措置もあるということですが、学校数に応じるというなことで、クラス数じゃないということですので、そのあたりはやはり市の子供たちに対する責任として、ぜひ配置を考えていただきたいというふうに思います。

次に、専科の教員配置ですけれども、先ほども申し上げましたが、大篠小学校で昨年度まで配置されていた理科の専科の教員が今年度いなくなったということです。小規模校ではなかなか専科の配置が難しいとは思いますが、専科の教員の配置は児童の学習面でも非常に効果大きいと同時に、担任教員の負担軽減にもつながるということです。それが配置できなくなっているのが現状かなということですが、教職員の配置については県教委の問題になりますけれども、教育長はこういった状況をどのように捉えておるか、県教委との話はされているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 西山議員のおっしゃるように、教職員の配置は県教委が行うこととなっております。ただ、南国市といたしましても、専科教員などが配置されることは、教員の業務負担軽減にもつながることは明白でありまして、何よりも児童の学力定着や向上に対して必要であると考えておりますので、専科教員の配置というのは切に願うものでございます。

しかし、御存じのように、全国的にも教員の不足が問題となっております。高知県も全国同様に教員の不足の波が押し寄せてきております。また、正規の教員だけではなくて、臨時講師、臨時教員の配置も足りていないという状況も見られ、特に小学校の講師不足が顕著となっております。

本市においては、新年度スタート時には配置しなければならない講師は配置することができておりますが、今後は何らかの理由によって教員が休みに入ったとしても、代替りの講師が配置されるまでに時間がかかったりする場合も出てくると思われまます。教員不足、講師不足は県全体の課題でありますので、高知県市町村教育委員会連合会からの要望も上げてはおりますが、長期的な人材確保について県教委とも協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） やはり教員不足が深刻ということですが、専科についても、できたらその市単の支援体制が検討できないか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 専科教員の配置につきましては、教育長の答弁にもありましたように、

児童の学力定着及び向上に対して有効であるというように思っておりますが、市町村立学校に勤務する教諭の給料、手当等につきましては、市町村立学校職員給与負担法によりまして都道府県の負担とされております。学校現場への支援という点では、高知県の2分の1の補助を受けての制度でございますが、教員に代わって、教員でなくてもできる仕事を行う校務支援員を令和4年度の6名から令和5年度には10名の配置としており、4名の増員を行っておるところでありまして、教員が児童生徒と向き合う時間が増やせるように対応しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） そういった支援員も増やしているということですので、引き続き学校現場で子供たちの学びの場を保障していただくという方向でお願いします。

次の質問に移ります。

次に、公共交通についてですけれども、まずNACOバスについてですが、市内には4路線のNACOバスがありますが、この3月にできた地域公共交通計画を見ましたが、分厚い立派な冊子になっていますけれども、今後の計画については非常に分かりにくいのと、抽象的だと感じました。

コミュニティバス、NACOバスについての方針、目標については、利用促進しか私には読み取れませんでした。私も現職時代に公共交通を担当していましたので、特に路線バスについては国の認可とか、国庫補助対象の要件とか、さらには乗務員の休憩など、労働条件といった様々な制約がある中で路線を決めていくということですので、なかなか、あそこにバスを走らせてくれと言っても簡単に実現できるものではないということは十分認識もしておりますけれども、市長は選挙公約としてNACOバスの路線と運行の充実を掲げられておりました。今回公共交通計画を見ると、インフラ整備に伴う系統の見直しという文字があります。さきの議会で同僚議員が市役所にバス停をとという質問されたときに、都市計画道路の整備に伴い、市役所南側の高知南国線の話を出されたと思います。

そこで質問ですが、NACOバスについては、路線の見直しは検討されていないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在、市中心部におきましては、都市再生整備計画による街路の整備や土地区画整理事業を進めておりまして、事業の進捗、整備後の供用開始に合わせた路線再編を現在検討しております。

ただ、都市計画道路南国駅前線やJ R 駅前広場の整備につきましては、これからの施行となっております。一体的な路線の見直しにつきましては一定の時間を要するものと考えております。

また、現在のコミュニティバス4路線のみで全ての利便性を高めるということは困難でありますので、市内中心部を周遊する路線を新設するなど、役割分担をする路線として見直すことも必要であると考えております。

地域公共交通につきましては、利用者の生活スタイルに大きく影響を与えるものでございますので、短期間に何度も路線再編をするということは避けるべきであると考えております。このことから、各事業の進捗に合わせ、公共施設へのアクセスの確保など、関係課及び関係機関と十分に協議を行いまして、より利用しやすい公共交通へと築いていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） インフラ整備が順次進んでいく中での検討ということですが、先ほどJ R 後免駅前広場の整備ということも出ましたけれども、シンボルロードの整備において、駅前広場にロータリーができると、バスの乗り入れが可能になるという計画ですが、現実には今神母ノ木線も廃止になって、あの駅前を通行するのはN A C Oバスの2路線のみとなっております。

そこでお伺いしますが、後免駅前のロータリーを活用する公共交通の見直しは検討されているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） J R 後免駅への乗り入れにつきましては、駅前広場の整備を担当します都市整備課と協議をいたしまして、広場内にバスの停留所を確保しまして、シェルタータイプの待合所を設けるなど、乗り入れを前提とした計画を進めております。

御質問にございました、現在J R 後免駅へのアクセスにつきましては、現在植田～J A 高知病院線と前浜～J A 高知病院線の2便となっております。バス停につきましては、南国スーパーのバス停の前にある停留所を利用するということになっております。

以前から四国旅客鉄道株式会社と、鉄道の二次交通としてこのコミュニティバスの乗り入れについての協議を行ってございまして、今後コミュニティバス全ての路線につきましては、J R 後免駅につなげるように検討をしております。ただし、J R 後免駅の駅前広場、またこれにつながる南国駅前線の整備に合わせての実施ということになりますので、一定の期間は要することにはなりますけれども、関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 後免駅へのアクセスということですが、南国市の場合、後免駅と後免町駅ととさでん交通のバスのターミナルが後免町駅にありますので、両方につなげていくということも必要になってきますので、一定のインフラ整備と併せて後免駅、特急が止まるJRの駅ですので、つなげていただきたいと思います。

南国市の公共交通の課題としても一つ、空港があるのに空港へ行く公共交通がないという問題です。

先日、産建の常任委員会で行政視察へ行くときに飛行機を利用しました。空港まで行くのに、同僚議員が、なはり線で野市駅へ行って、そこからタクシーで来たというふうに言われてました。あれは県の事業で、県東部への接続のために空港から野市駅へのデマンドタクシーを運行させるというようなことで、空港と県東部との接続という意味合いがあるんですけども、南国市にはそうした空港への接続がありません。過去には空港線の路線バスもありましたが、乗車数が少なくて廃止になったとか、また南国バイパスを空港連絡バスがありましたけれども、それも東部自動車道ができて通らなくなったというような状況があります。

今回の公共交通計画には、後免駅との連絡網、高知龍馬空港と市街地間の空港連絡線運航の検討というのが書かれてあります。課題はたくさんあると思いますが、この空港への公共交通についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 高知空港へのアクセスとしましては、空港と高知駅を結びます空港連絡バスとごめん・なはり線の野市駅を結びます空港乗合タクシー、この2つがございます。空港連絡バスにつきましては、以前、南国バイパス経由でございましたけれども、平成28年度から東部自動車道経由となりまして、現在ではバイパス経由は空港方面行きの1便のみとなっております。また、空港乗合タクシーにつきましては、高知県航空利用促進協議会が中心となりまして、平成25年3月から野市駅－空港間において片道500円で運行がされております。

一方で、議員が申しましたとおり、空港と本市市街地を結ぶ公共交通がないことから、前計画から交通手段についての検討を行ってございまして、定時運行ではなく、事前予約による交通の導入について、現在市内事業者と調整をするように予定をしております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 事前予約によるというようなお話がありましたけれども、とにかくせつ

かく空港がある南国市です。市民の利便性のためにも、また観光誘客のためにも、実現可能な方法を検討していただきたいというふうに思います。

次に、市民の移動手段の確保という点で大きな課題である公共交通空白地域の解消について質問します。

北部中山間地域では、乗り継ぎの不便さはありますが、乗合タクシーが運行されています。一方で、御承知のとおり、平野部にはいわゆる公共交通空白地域が点在しております。大籾地区でも南部の県道介良田村線沿いの市民の方から、以前はバスが走っていたが、なくなったと、バス停がある竹中までは遠いという声があります。地域公共交通計画でも、公共交通空白地域に対する新たな交通手段の検討と書かれています。

では、具体的にはどのようなことが検討されているのでしょうか。事業計画の実施時期を見ると、今年、令和5年度から6年度の前半に実証実験検証とあり、6年度、来年度後半に本格運行となっています。ということは、その本格運行に向けての検討などを考えると、時間的な余裕がそれほどないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本年3月に策定をいたしました地域公共交通計画の中で、本市総人口に占める公共交通空白地域の人口割合は約18%となっております。この地域に住まわれる方への移動手段確保が課題であると捉えております。

この対策といたしまして、新たに路線を増やす方法がありますが、定路線型のバス路線を整備するという事は、道路幅員や運行経常経費などが課題となりまして、路線を整備をしても空白地は残り、抜本的な解決には至らないと考えております。このことから、本市には一般乗合タクシー事業者が5社ございますので、地域公共交通の大きな資源として、事業者には協力をいただきたいと考えており、公共交通空白地の解消に向けて、デマンド交通の導入について事業者と協議を進めております。

このデマンド交通につきましては、北部山間地域で運行する乗合タクシーと同様に、利用者からの予約によるエリア型の運行を想定しております。車両につきましては一般乗合タクシー事業者のセダン型車両やジャンボタクシーの活用を検討しております。事業者に対しましては、通常のタクシー事業に影響が出ることがないか、またコミュニティバスの4路線を市内5事業者のうち4事業者に委託して運行していただいておりますので、デマンド交通に係る運転手確保に影響がないか等について、それぞれ事業者と調整を行っているところでございます。

今後は実証運行と効果検証した後に本格運行とすることとしておりますので、引き続き事業

者と、また関係機関と協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） デマンド交通というふうなの導入を考えているというようなことだと思いますけれども、デマンド交通、いわゆるデマンドタクシーになるのだろうと思いますけれども、NACOバスやとさでん交通のバスも運行されて、バスの乗客を奪うわけにもいきませんので、そうなるとそちらのほうが赤字に余計になってくるということで、南国市はとさでん交通の株主でもありますので、非常にそのあたりは難しいと思います。そういったところで、ぜひ経営面も含めて検討も必要だと思いますけれども、市民が利便性の上がる、そういった計画をぜひつくって考えていただきたいと思います。

運転免許返納者への支援も実施されるようになりましたけれども、これもあくまでも公共交通を利用した場合に助成が受けられるというものですので、公共交通網の整備が本当に必要不可欠なことです。そのあたりでぜひ市民の利便性を向上ということですが、ただその地域のニーズに即した利便性の高い公共交通という目標の実現、言葉で言うほど簡単ではないと思いますけれども、もう一方で公共交通を維持していく上で、先ほども言いました経費の問題といえますか、利用してもらうことが大事だと思います。

そのことから利用促進の計画がうたわれているわけですが、例えばコロナ禍で高知市が取り組んだワンコインデー、これなど非常に大胆な取組でしたが、非常に有効だったと思います。例えば運賃を半額にしても、利用者、乗客が2倍以上になったら大きな効果が出るということですので、そのあたりも含めて利用促進を掲げた計画ですが、何か秘策はお持ちなんでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 高知市が令和3年度、4年度に実施をいたしました路面電車及び路線バスの無料デー、運賃ワンコインデーに合わせて、本市もこの路面電車と路線バスに接続をしておりますので、同期間にコミュニティバス、また中山間の乗合タクシーの運賃を無料といたしました。この事業は、コロナ禍で打撃を受けた公共交通を支援するという目的に加えて、新たな公共交通利用者を増やすということに一定の効果が現れております。引き続き関係自治体と協調した取組を行うとともに、単独の施策としての実施も検討してまいりたいと考えております。

また、NACOバスを利用しやすくする方法といたしまして、公式LINEへの交通マップや時刻表の表示、また利用者がバスの運行状況をリアルタイムに確認できるバスロケーション

システムの導入なども検討をしております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） なかなか秘策なんていうのはないかもしれませんが、そもそもバス路線についてですけれども、国庫補助対象になるのに、その1便当たりの乗車数が15人以上なければならないということになってます。これが私は非常に国の発想がおかしいと思っております。乗車数が一定確保できるのである、そういった路線よりも、確保が難しい路線で、それでも住民が生活を維持していく上で必要な移動手段の確保、それへの補助というのが必要じゃないかなと、そういうふうに思います。高知県のような過疎化が進む地域では、絶対的に必要な措置じゃないかなと思うので、非常に国の国庫補助路線の在り方ってのが私は疑問に感じてます。

話、全くあれですけれども、参議院選の5億円もそうですけれども、人口とかだけで尺度ではかれるもんじゃないと、特に地方はそういったことではもたなくなると思います。東京一極集中の是正がなかなかできない国の政策の中で、人口減少にあえぐ地域、地方に対して、バス路線についても乗車数だけで補助が打ち切られるというような、そして自治体が自前で経費を見ないかと、そういった地方切捨てのような印象を私は拭い切れません。

そこで市長にお願いですが、公共交通に関して、バス路線の国庫補助要件の在り方について、地方の実情に合うような見直しを市長会を通して要望していただきたいと思います、いかがですか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 議員の御質問にもありましたとおり、国庫補助路線の補助要件としましては、複数市町村にまたがる広域的かつ幹線的路線であること、運行回数が3回以上で1日当たりの輸送量が15人以上であることなどが定められております。この路線につきましては、通勤、通学や地域の基幹病院への通院、買物等の生活の足として不可欠であり、維持していくべきと考えますが、本県をはじめとする地方におきましては、人口減少により、この補助要件を満たすことができずに補助対象外となり、このことが運行事業者の経営を圧迫し、それを支える県及び沿線市町村の負担額が増している状況にあります。

このことから高知県では昨年度、国土交通省に対して4つの項目の政策提言をしております。主な内容としましては、運行補助金の仕組みについて、地域の実情に合わせた見直しを行うこととし、人口密度や道路環境等に応じた合理的で公平性の高い基準が必要であるとしております。

本市としましても、県をはじめ関係自治体とともに、国に対しまして地域公共交通の維持、確保に向け、議員のおっしゃいましたように要望をしまいたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひ強力に要請をしていただきたいと思います。

これはちょっと言っていないか分かりませんが、四国新幹線なんていうような話も出ておりますが、そんなことよりも地域、地方の交通、足の確保を守れやと私は思います。

最後の項目に行きます。

住宅政策についてですけれども、まず老朽住宅と市民の安全ということで、私は今年の3月議会において、老朽化した空き家の対応ということで質問しました。具体的には、幹線道路に面した空き家の外壁が崩れそうで危険なため、これへの対応として市の支援策をお願いしたところ。結論からいうと、老朽住宅除去事業費補助金の活用をお願いしていると、個人の財産なので所有者の経済状況などをどう判断するか線引きが難しいので、支援の制度化は困難という答弁でした。

ところで、先日行政視察で滋賀県長浜市の空き家対策を勉強してきましたが、長浜市では空き家等に関する条例を制定して、あなたの空き家は大丈夫ですかといったパンフレットやこんな空き家終活ハンドブック、終活は終わりの活動と書きますけれども、そういったパンフレットを作成して、空き家を放置するとといった項目をまとめるなど、市民に非常に分かりやすい資料を作成して、空き家の活用を含めて、市民への注意喚起、そして周知と啓発が行われていました。今回の行政視察に住宅課長は同行されておられませんでしたけれども、同行していた商工観光課長から見せてもらっていると思いますが、これらを見てどのような感想を持たれたのでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 商工観光課長より資料のコピーをいただきました。内容を見させていただいて、市民への啓発、市民説明のための資料として内容を網羅した非常によいものとなっており、先進的な取組をしているという感想を持ちました。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） まず、先進地の空き家対策についてのあれを聞いたわけですが、とおりで話を老朽化住宅に戻しますけれども、市政報告では老朽住宅除却事業は令和2年度から補助対象を市内全域にしており、昨年度の除却件数は15棟ということです。

私が今年の3月議会で質問したのは、空き家の除却じゃなくて修繕への支援ということでした。

たけれども、制度化は難しいと残念な市長の答弁でした。やはり個人の財産に関わることで、なかなか一義的には所有者の責任ですので難しい面はあろうかとは思いますが、けれども、老朽化した危険家屋は、近隣あるいはそこを通る、通行する人に危険を及ぼす可能性があります。空き家ならその修繕ではなくて除却ということになるかもしれませんが、では空き家ではなく、住んでいる人がいる場合はどうでしょうか。高齢の方が単身で住まわれている家屋が、屋根瓦や壁などが非常に傷んでいて、近所の方から台風などの大風が吹いたら、あれが飛んできそうで、前を通りよって、当たったら非常に怖いというお話がありました。もちろん住んでいる家屋ですので、所有者が適切な対応をすることが当然の責任です。けれども、その言われていた方は、あの人に直せと言っても、身体的にも無理だろうし、経済的にも無理だろうと言われておりました。怖いけど仕方がないという、諦めの様子でした。

このような家屋はそのほかにも市内には多々あろうと思いますけれども、そういった話をされていた方は、もし瓦が飛んできて、前を通る人に当たったら大変やけど、行政は不介入かと、被害を受けた人への補償も多分あの人にはようせんと思うけどと言われておりました。

そこで質問ですが、こういった相談を受けた場合、市としてはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 居住者のおられる老朽住宅の、例えば御近所の方などからの相談がありました場合には、その相談内容、御要望などを伺った上で、ただ西山議員もおっしゃられているとおり、所有者の管理に係る問題は行政が介入できる問題ではありませんので、その旨を丁寧に御説明した上で、無料法律相談等などの民間トラブルに詳しい機関の案内をいたしているところでございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 持ち主の責任というのは当然理解するところですし、ただそこに資力がないというようなところもありますんで、民民の話で、補償の問題も含めて民民の話ということで行政が不介入というのも理解しますけれども、やはり市民の安全を守るという観点から市としては対応していただきたいと、何らかの対応をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 議員のおっしゃられるように、一義的には所有者の管理責任によるものであり、そこに行政が積極的に介入すべきではないとは考えております。ただ、所有者の

管理責任や管理不十分によることによる発生した損害については、所有者が責任を負うことなどについて、行政が広報、啓発を行うことについて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） やはり難しい課題だとは思いますが、台風で瓦が飛んできたらという心配する人も分かりますけれども、行政はなかなか難しいかも分かりません。

長浜市では、住宅政策として市民に様々な制度の紹介をしている中で、相談にも応じているということですので、そういった先進地の行政のやり方について、担当課長に感想を聞いたわけですが、やはり改めて南国市の住宅政策として、市長は就任されてすぐに住宅課を新設されました。市長にこの問題についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 生活の基本インフラであります住宅につきましては、基本的にはもちろんその所有者の責任において管理するものであると思っております。

ただ、市の施策として、耐震改修などの補助金活用の施策もございますので、そういったできる施策につきましては広報、啓発などを通じまして市民に周知していきたいというように思います。そのために滋賀県長浜市のような先進的な取組ってということがありましたら、それを参考にして、取り入れられる部分につきましては取り入れるよう検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。

もうこの問題はこれ以上やってもあれですので、最後にその空き家対策について改めてお伺いしますが、先ほどから申し上げておりますように、長浜市の空き家対策は南国市と比べて非常に進んでると感じました。このことは商店街の活性化にもつながっているということです。空き店舗や空き家が多くなっている商店街をアーケードから付け替えると、狭かった通りをセットバックして広げると、そういった大胆な取組が行われているというふうに聞いてきました。よくそんなことができましたね、反対はありませんでしたかと質問しましたが、長浜市の場合は民間主導で、行政はついていただけというふうなことでしたので、状況は違うかもしれませんということを感じました。ただ、そういった大胆なこともされていたということです。

空き家に話を戻しますけれども、長浜市では空き家終活ハンドブックというような冊子が作成されていますけれども、その中で空き家を放置すると、その起きる問題を挙げて、管理不全による損害賠償責任まで解説していると。また、相続に関する内容もあるし、それから別のパ

ンフレットで、建物を残して活用するとか、解体して活用するののかという方法まで紹介されておりました。本市でも取り組まれているんですけれども、空き家バンクについての紹介もありました。

そこで、南国市の空き家バンクについて、登録件数、相談件数などの現在の実態をお答えください。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 空き家バンク事業といたしましては、令和3年度に空き家バンクへの登録が1件ございます。令和3年度以前に登録した物件なども含めまして、令和3年度に賃貸1件、売却1件の実績がございます。令和4年度は、登録、賃貸、売却のいずれもございません。

空き家バンク事業とは異なりますけれども、空き家等の売買または賃貸を希望する、空き家を利活用したい方につきまして、その活用したい空き家の情報を市内不動産事業者を引き継ぐための相談対応を行う事業では、事業の相談件数と不動産事業者引受け件数が、それぞれ令和3年度で16件と9件、令和4年度で13件と11件となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。

では、その中間管理の住宅について、その件数、これまでの活用実績はどうなっているでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 中間保有している管理住宅は、令和5年6月時点で11棟となっております。最新の住宅については、まだ入居はされておりませんが、それまでの10棟について、延べ15世帯、45人が入居をしております。そのうち1件については2段階移住希望者への6か月以内の入居期間としているため、県外から3世帯、7人を受け入れております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 空き家バンクとその中間管理の住宅についてお伺いしましたが、では全体として空き家を活用しての移住者の受入れの実態はどんな状況でしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） まず、民間の不動産事業者を通して移住者を受け入れた件数を把握するということは困難でありますので、中間保有公的住宅に限ってということで御説明させていただきますと、現在保有する11棟に対しまして、延べ12世帯、36人が市外からの転入者とな

っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 市政報告では、空き家活用促進事業については本年3月に1棟、空き家改修工事が完了し、現在移住希望者等の入居の募集を行っているとのことですが、市街地でも共同住宅が新たに建設されている一方で、空き家も増えているのが現状です。空き家活用という観点からいえば、空き家活用促進事業は非常にペースが遅いと、スケールも小さいと、空き家バンクについても非常に少ないというふうに思います。

そこで市長にお伺いしますが、実は市長の2期目の選挙公約に人口減少対策とか移住促進とかという言葉が私はよう見つけませんでした。それでも今議会への市政報告では、昨年度の移住者が31組、53人ということで、さらなる移住者の受入れにつなげてまいりますと締めくくられていました。人口減少に歯止めをかけるために移住促進に努めるとはよく言われることです。では、その人口減少対策、移住促進という課題において、現在の空き家の活用のこの実態を市長はどう受け止められておられますか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 私の公約に挙げる挙げないにかかわらず、この人口減少対策や移住促進という課題解決に向けては、当然地方自治体として取り組むべき課題であるというように思っております。

民間不動産物件の利活用につきましては、まずは民間不動産取扱事業者が存在することから、民業を圧迫することのないよう、慎重な判断が行われる必要があると考えております。その上で空き家活用に係る住宅政策につきましては、財政確保の面から事業が国庫補助事業中心にならざるを得ないという点はございますので、その点は踏まえて考えていきたいと思っております。

中間保有住宅につきましては、件数も増やし、積極的な対策を行いたいとは考えてまいりましたが、私自身も担当課のほうにそういったことができないかと言ったこともございましたが、なかなかマンパワー不足というようなこともありまして、現実的にはちょっとこれ以上増やすのは難しいというお答えもいただいてきたところでございます。

改修の設計工事が必要になるということは、やはり専門職であります建築技師さんという、そういう職員が必要になってくるところでございます。令和5年度からは、建築技師を1名採用すること、増員の採用がすることができましたので、体制強化に少しできたかなというように思っており、対応できる棟数も増やすことができるのではないかと考えております。それらを踏まえまして、人口減少対策、また移住促進に必要な施策を今後も関係課と協議して進めて

いきたいと思います。以上です。

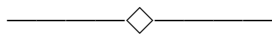
○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ここでも市長からマンパワー不足という言葉が出てきましたけれども、先ほどの村田議員の質問で道路の話でも、結局専門職がなかなかいないというような、確保できないという問題があると思いますけれども、やはりそういった中でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。特に空き家につきましては、今年度は10月に住宅・土地統計調査が実施されます。その中で空き家の実態も最新情報として把握できると思いますので、ぜひこれらの統計調査の結果を無駄にせず活用して行って、空き家対策に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 10分間休憩いたします。

午後2時25分 休憩



午後2時35分 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。1番杉本理議員。

○1番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理でございます。

一般質問を一問一答方式で、次の5項目をお伺いします。

1番目として、平和行政、ウクライナへの侵攻が始まって1年余りということで、お伺いをいたします。これに関連して、ロシアによる核の脅しが続く中、いよいよ重要になる核兵器廃絶運動について伺います。また、戦争遺品の保存・展示についても伺います。

2番目は、市職員の働き方についてです。

3番目以降は、先日の教育民生常任委員会行政視察の内容として、学校給食、市民自治及びどこでも暮らせるまちづくりについて、そして部活動地域移行についてを質問してまいります。それぞれ御答弁よろしくお願いたします。

ではまず、平和行政についてお伺いをしてまいります。

ウクライナへの侵攻が始まって1年と3か月余り、反転攻勢については日々報じられてきているところですが、和平についての動きはなかなか進んでいない状況です。改めてロシアによるこの蛮行に強く抗議するとともに、一刻も早い和平が実現することを私も心から願うものです。私のこうした思いは、きっと市長も同じだと思いますが、平山市長の思いをお聞かせくだ

さい。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） ロシアによりますウクライナへの侵攻につきましては、もう1年以上の長引く戦闘によりまして、罪のない人々の命を危険にさらし、一般市民も含めて多くの犠牲者が出ており、大変痛ましい状況であるというように思っております。また、今回はダムも爆破されたということで、決壊したということでございます。大規模な洪水が発生しており、多くの皆様がその洪水の被災者にもなっておるところでございます。死者も出ているということでもありますし、毎日のように救助のニュースも流れておるところでございます。その浸水地域には4万人以上の方が生活しており、浸水被害によりまして数十万人の飲料水にも影響が出ていると報道されてます。洪水によります農作物への影響も心配ですし、環境への影響も甚大なものになると思われまます。また、それによりまして、当初から心配されております原発への影響ということも大変気になるところでございます。

しかしながら、現在戦闘が起こっておる状況で、なかなかこの戦争がすぐにやまるということは非常に現実的には難しいのではないかと思うような状況であるところですが、ぜひとも何かのきっかけに平和的な解決が図られることを切に願うところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 市長からも、現状を憂う思いと、それから平和的解決という御答弁いただきました。

ウクライナのことを考えるに当たりまして、世界平和というのは国の専権事項だという方もいらっしゃるかと思うんですが、私は国だけがやるべきことではないと思うんですね。私たちの南国市は、高知県第2の都市として核兵器の廃絶を訴え、そしてしっかりとした平和行政を続けていく、これが従来に増して大事だと思うんです。

先月、原水爆禁止国民平和大行進が南国市においても取り組まれ、雨が降る中、前年を上回る皆さんが集まりました。例年どおり、市長と議長に面会を申入れ、平山市長とは話が弾んだと聞いております。

続けて市長にお伺いしますが、平和行進についてどのように感じておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 1958年以来、毎年行われている原水爆禁止国民平和大行進でございます

が、今年で66回目を数えることとなったということでございます。核兵器の廃絶を目指し、継続した取組をずっと続けてこられておるといふことには、本当に心より敬意を表するところでございます。

日本は、唯一の戦争被爆国でありますし、核兵器の悲惨さ、非人道性は言うまでもないところであります。二度と繰り返さないためにも、世界の平和を願い、このような取組、訴え続けていく取組は続けていくべきであると思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 改めて市長のほうから、平和への思い、核兵器への核兵器廃絶に関する思いということをお答えいただきました。市長のこの思いを引き続き本市の平和行政に生かしていかなければなりません。

先月、G7広島サミットが開かれました。今回広島が開催地であることから、内外の多くの人々が核兵器廃絶に向けた前向きなメッセージを期待をしましたが、日本政府を含めたG7の対応は、この期待に真っ向から背くものであります。

核兵器による威嚇によって他国を抑えようという核抑止論を公然と唱える一方、世界の92か国が署名し、既に国際法としての地位を確立している核兵器禁止条約を無視する姿勢を取ったことに失望と批判が広がっています。

被爆者のサーロー節子さんは、自国の核兵器は肯定し、対立する国の核兵器を非難するばかりの発信を被爆地広島からするのは許されないと語りましたが、この批判はG7広島サミットの本質をズバリ言い当てたものだと思います。核抑止論の根本的な見直しと核兵器禁止条約に正面から向き合う姿勢が、G7諸国に強く求められています。今回、G7広島サミットが、世界の平和秩序をめぐってロシアによるウクライナに対する侵略戦争を強く非難したこと、また世界のいかなる場所においても力による一方的な現状変更の試みに反対したことは当然だと思います。

さて、先ほど述べられた市長の思いを本市の行政にしっかりと生かすという点について話を進めてまいります。以前、私の一般質問におきまして、本市の平和行政についてお伺いをいたしました。それ以降、本市はどのような活動をされてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 本市も加盟しております平和首長会議国内加盟都市会議は昨年10月20日に総会を開催し、日本政府に対して核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請文を採択し、岸田首相宛てに10月20日付で要請しております。

その内容は、唯一の戦争被爆国であり、被爆者の核兵器のない世界の実現という切実なる願いを真摯に受け止め、核の保有国、非保有国の分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成するための役割を果たすこと、今年11月に予定されています核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に尽力することを要請するとともに、核兵器禁止条約に一刻も早く署名、批准を要請する内容となっております。

また、本年2月にウクライナ侵攻から1年を経過するに当たっての平和首長会議共同アピールを発出し、核兵器を断じて使ってはならないと、そして地球と人類を核兵器の脅威から守る唯一の方法は廃絶しかない、そう強く訴えております。凄惨を極めるこの戦争を一刻も早く終えんさせることを求め、連帯することとしております。

そして、5月に「平和首長会議公開書簡－G7広島サミットを目前に－」を発出しております。広島という人類史上初めて原子爆弾が投下された地において開催されるサミットは、特別な意味を有すると。今後におきましても平和首長会議の国内加盟都市と取組事例等情報共有等を行い、連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

本市が加盟する平和首長会議の申入れやアピールを御紹介いただきました。本当に政府の今取る姿勢ではなく、この平和首長会議の取る姿勢こそ、本市の行うべき平和の行政だと思っています。

課長のほうからは、いろいろ今までやってきていただいたことも御紹介いただきまして、ごめんなさい、最後、今後においても説明いただきましたかね、すいません。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 再度になります。

今後におきましても、平和首長会議の国内加盟都市と取組事例等情報共有等を行いながら連携して取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 失礼いたしました。

課長のほうからは、今言われましたとおり、ほかの加盟都市と情報共有等を行い、そして連携して取り組んでいくという御答弁をいただきました。県外では、加盟都市としての独自の取組もいろいろ取り組まれておりますので、ぜひそれも御参考にしていただき、さらに本市の平和行政を発展させていただきたく思います。

本市の独自の平和行政ということでは、次に教育委員会に戦争遺品の保存・展示について伺いをしてまいります。

一昨年、令和3年9月議会におきまして、陳情第3号戦争遺品の収蔵・保管・公開のための施設の検討を求める陳情が全会一致で採択をされました。

陳情の趣旨としましては、2点ありますけれども、採択されてから約2年がたとうとしております。教育委員会としての動きがあまり表立って見られないような気がするのですが、改めて現状をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） この陳情書の趣旨といたしましては、1点目が戦争の記憶を受け継ぐためにも、戦争遺品の受入れと収蔵、保管、公開を進めてほしいということ、2点目は戦争遺品の収蔵、保管、公開のできる施設を検討してくださいという内容でありました。平和の大切さを次の世代に伝えていくことは大変重要だと考えております。そういった面でも、資料の収集は、今しておかないと後々できないこともありますので、急がねばならないというふうには思っております。

その上で、私は前々から言ってるんですが、戦争遺跡とか遺品の収集や管理は国の責務でやるべきことではないかというふうに思っております。決して責任転嫁をしているわけでもなくて、また財政的なことだけを言っているのではなく、国家的事業で戦争遺跡や遺品を管理する中で、戦争とはどういうものであったかを検証または研究していくべきではないかというふうに思っております。

国の意向、方針によって戦争へ突き進んでいった過去の歴史を振り返る検証は、または義務は、一地方自治体だけが担うのではなく、国の責任において行われるべきであるというふうな考えもありますので、国のほうにも要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 教育長からは、平和教育に関する本当に熱い思いをいつも私はこの議場において深く感銘を受けてるところですけれども、今日もそういう思いを私の質問に対しても御答弁いただきました。

まさに国と国が戦った結果、国を総動員して、ある意味子供をだまして連れてった、被害を受けたということでもありますから、やっぱりそれは国が取り組むべきだと、教育長の思い、よく分かります。国がやらないのであれば、これはやはり地方自治体が取り組まなければいけないというふうに私は思うわけです。決してその責任転嫁ではないという思い、よく分かります。

教育長も言われましたけども、戦争を経験された世代がいよいよ高齢化する中で、遺品の散逸、そしてまた遺品をそれを生の声で説明できる機会が少なくなっているのではないかなというふうに思うところでもあります。

先ほど陳情書の趣旨を2つ述べていただきましたけれども、以前の答弁では新しい展示場所をつくるってことに関してはなかなか難しいという御答弁がありましたけれども、例えば施設を造らないまでも、今ある市の施設の中でどう保存をしていくのか、今ある施設の中でどういう展示方法があるのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 平成29年11月25日から26日の2日間、後免町のごめん・よってこ広場で開かれた「平和が一番南国市戦争展」では、158人の入場者があり、大盛況に終わったと報告を受けております。南国市民が保存、保管している戦没者の遺品など、戦争にまつわる品の提供を呼びかけたところ、120点ほどの遺品が集まっておりますので、市への寄贈を呼びかけた場合も同数くらいになるのではないかと考えております。戦争遺品の市への寄贈の要望がございましたら、既存の施設の中で受入れができるように準備を進めております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

平成29年の戦争展のお話もいただきまして、120点ほどという御答弁ありましたけれども、ちょっと確認ですが、その御答弁の最後のほうで市へ送りたいという要望があれば受入れができるということですが、これは現状でも受け入れてるということによろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 現在でも若干の受入れを行っておりますが、文化財系の倉庫で保管ができるのではないかと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

保管場所については、文化財の倉庫ということで御答弁いただきました。これは美術品ですとか、MIARE!のスタインウェイのように、温度とか湿度管理をするってことにはならないでしょうけども、今のところこの文化財系の倉庫がふさわしいという判断でしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 現在も寄贈の話がございまして、文化財系のほうで受入れを行っているのが現状でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 貴重なものですので、カビが生えたりですとか、そういうことがないようにぜひ保管をお願いしたいと思います。

保管をしていただいて、それから展示ですよ、できれば常設展示、どこかの施設で例えば図書館、今後できる図書館ですとか、そういった形で常設展示ができれば、本当は子供たち、そして市民皆さんにとって有効な活用方法になるかとは思いますが、常設展示が難しいのであれば、例えばどんな形が考えられるのか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市の施設の中で常設展示は難しいと考えますが、例えば新図書館の2階に計画しておりますギャラリー等で、終戦記念日に合わせて期間限定の企画展等であれば可能ではないかと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

先日、私、観光協会の総会に参加した際に、掩体の案内を務められている藤本先生の動画の披露がありました。これは遺品についても同じ、大事だなとそのときに思ったんですけども、提供された方々がお元気なうちに、例えばビデオを撮っておいて、展示をされるのであれば展示物と一緒に上映コーナーを設けたりとかということも大事かと思いますが、例えばそんなことはいかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 上映コーナーにつきましては、今後また検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ぜひ実現の方向で御検討いただけたらと思います。

全会一致で陳情を採択してから間もなく2年になります。新図書館ができる前であっても、例えばMIARE!とか、ほかの施設においても展示をしていただけるようお願いを申し上げます、この項目を終わらせていただきます。

次に、市職員の働き方についてお伺いをしてまいります。

以前より質問や討論におきまして、市職員の働き方について取り上げてまいりました。特に非正規労働者の皆さん、これは制度が変わり、会計年度任用職員の皆さんにとって、同一労働同一賃金の原則は、この物価高の中、今こそ大事になってきていると思います。

勤勉手当について支給されない事態が続いておりましたけれども、先日法改正がありましたけれども、本市も勤勉手当を支給するのか、するのであればいつから支給するのか、お伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 令和5年法律第19号の地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員について国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする改正が行われ、令和6年4月1日から施行されることとなっております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

来年度からということでしたが、私先ほども言いましたとおり、同一労働同一賃金の原則から、今年度からでも支給は実施できないもののでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 地方自治法の改正のとおりで対応したいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁は残念ではありますが、了解をいたしました。

次に、勤勉手当の支給割合というか、成績率はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 勤勉手当の支給割合は、職員の勤務期間による割合に勤務成績による割合を乗じて得た割合になります。当該職員の任用期間が影響することになりますので、人事評価制度の評価期間との関係もありますので、人事評価については一定参考にするよう制度設計を今現在検討しているところでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 今言われたことは、当該職員の任用期間とそれから人事評価制度の評価期間というと、2種類の期間を言われたんですけども、これはあとそれがずれるというか、一致しないこともあるということですか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） はい、議員のおっしゃるとおり、

合致しない、任用期間であれば、4月から採用になれば4月からでしか任用期間がありませんので、その前についても評価期間にはなりませんので、その職員については評価期間には入りませんが、そういうことで任用期間と評価期間が差が生じるということになりますので、以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） もう一回ちょっと聞かせていただきたいんですけども、勤める期間としては会計年度、4月から3月だと思んですけども、引き続き2年、3年、連続して働くことがある職員について、年度をまたいで評価する評価期間があるということがあっていう理解でよろしいですか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） すみません。年度をまたいでという形にはなりません。

基本的には、会計年度任用職員ですので、その1年、1年になりますので。ただ、次年度も雇用される、任用される職員については、確かにその前年の月の分も評価には当たりますが、全員が全員合致するというような状態にはなりませんので、その分検討しなければならぬというところでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

会計年度で区切るということになれば、当然そういう制度設計を考えなければいけないということになると思いますので、ぜひ職員の皆さんに不利にならないように御検討いただけたらなというふうに思っております。

ここからは正職員も含めて質問してまいりますけれども、今お話がありましたその人事評価制度ですよね、これはどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 人事評価制度は、能力、実績に基づく人事管理を進めていく上での基礎となる重要な方法であるとともに、人材育成の意義を有するものと考えております。職員の育成を主眼に置いて活用したいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

最後、職員の育成を主眼に置いて活用したいということをお話をいただきました。まさに人材育成、入庁してから定年になるまで、今はさらに再雇用もありますけれども、退職するまで、ずっとその人材を育てることが大事だと思うんですけれども、市役所においてはこの人材育成についてはどのような考え方を持たれてますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 平成14年12月に、県内の全市町村での広域研修期間としてこうち人づくり広域連合を設立し、広域連合が実施する研修や研修事業等を活用し、職員の育成に注力しているところでございます。研修を受講することにより、職員の意識の变革や人材の育成、能力の向上などにもつながることが期待されております。

また、広域連合としましては、「予測不能な時代に創造性や柔軟性を持って、新たな行政課題に迅速に対応できる人づくり」「広域的な視点と実践的な政策形成能力を持ち、活力のある地域を生み出す人づくり」「高い人権意識、使命感、責任感を持ち、住民福祉の向上を担う自立的な人づくり」を基本理念に掲げ、令和5年度からの5か年計画である第5次広域計画を策定し、「次世代につなげる豊かな地域づくりは人づくりから」を実践するべく、人材の育成確保を図るための諸事業を推進しております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 今、こうち人づくり広域連合の御紹介と、その連合の基本理念の御紹介をいただきましたが、本市においては具体的にはどのような研修を職員に受けてもらってますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 階層別研修、能力向上開発研修、地域力創造研修などの研修があり、階層別研修では新規採用職員、採用2年目、3年目、5年目、10年目、15年目の各階層の研修、そして係長研修、課長補佐研修、課長研修があります。

また、能力向上開発研修では、自治体法務研修、政策法務研修、行財政問題研究研修、住民対応能力向上研修、コーチング研修、メンタルヘルス研修、リスクマネジメント研修などがございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 研修制度のどのような研修制度に参加してるかということで御紹介をいただきました。座学がほとんどかとは思いますが、やっぱり身についたり、身につかなかったりすることもあるかと思うんです。これをしっかりと身につけるためには、市役所に

帰ってきてから日々仕事をしていく中で、さらにどんなふうにそれを生かせるのかというのが大事だと思うんです。そういった意味で、この広域連合以外に市として独自に行っている育成制度、研修制度はどんなものがありますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 市独自で行っている研修につきましては、昨年度は新規採用職員研修、スマイリーハート人権講座、個人情報の保護に関する法律の研修や交通安全セミナー、パートナーシップ登録制度に係る研修、認知症サポーター養成講座、救急救命職員研修などを実施しております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

パートナーシップ登録制度なんかは本当に昨今の現状に、世の中に合わせた研修制度であったり、本市も高齢化が進んでおりますので、認知症サポーター養成講座なんかも自分事としても非常に役立つことであるかと思えます。ぜひ育成制度そのものは続けていていただきたいと思えますけれども、かなりいろんな制度があるので、これが本当に生かされるようお願いをいたします。

さて、昨今国も地方自治体もなかなか人が集まりづらい状況と聞いております。本市においても4月採用だけでなく、7月採用、10月採用ということも実施をされておりますけれども、採用状況ですとか、それからこんなに募集するんですから中途退職がかなりあるんだと思えますけれども、それについてどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 職員採用につきましては、4月1日採用を基本としておりますが、採用予定者数に対し合格者数が達していない状況になる場合があります。欠員が生じた職場の職員には負担がかかることとなりますので、年度途中で採用試験を実施し、10月採用や7月採用を実施せざるを得ない状況の場合もあります。

令和5年度の採用者数は、行政事務では採用予定者数7名に対し6名の採用、障害者1名に対しゼロ、文化財調査員2名に対しゼロ、土木技師2名に対しゼロ、建築技師1名に対し1名、保健師1名に対し1名、消防士2名に対し1名、調理師2名に対し1名となっております。

採用予定数に達していない職種や、また合格発表の後に中途退職者が出た職種がありますので、今年度は7月採用の採用試験を実施したわけです。現在は10月採用も実施をしている途中でございます。

それから、中途退職者につきましては、入庁時には公務員として気概を持って入庁された職員ですので少し残念ではあると思いますが、本人にとって市役所ではなく、新たな道を希望され、進まれていると思いますので、そちらでの活躍を期待しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 中途退職者については、残念でありますという答弁でありました。市役所で様々な経験をされて、新たな新天地でお仕事をされるということで、その経験を生かして御活躍をされてるということであればいいんですけれども、本当にちょっと市役所と合わなかったとか、こんな育成制度をやってくれたらもっと続けられたのになとか、そんな思いでやめられたのであれば、それは残念なことになってしまうので、先ほど私も育成制度はとか、研修制度はということ話をさせていただきました。やっぱり採用の努力も非常に大事ですけれども、一回公務員として頑張ろうということで決意をせっかくしていただいたわけですから、いかに勤め続けていただくかもこれが大事なことだと思いますので、その辺のこともどうぞよろしく願いをいたします。

今日の質問の中でも、再々やっぱり人が足りないですとか、人がおったらこんなことができるのという話もありますので、採用についても、また中途退職者を出さなくする努力についても、引き続きお願いをできたらなというふうに思います。

これ市長、事前に言うてなかったんですけれども、例えばトップセールスで関西に行かれたりとかしてるかと思えますけれども、例えば採用なんかも市長とか、いろんな方があちこちに探しに行くなんていうのは、そういうのはなかなか無理なんですかね、突然で申し訳ないですが。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 正職員の採用については、どうしても公平性も担保しないといけませんし、そういうやっぱり採用試験制度ということを通していただく必要があろうと思います。

あとは、商工とか、そういう専門的な知識を持つ方が臨時的な専門職として採用されるということにつきましては、それは会計年度さんなのか、どういう制度で採用するのかっていうことにもよりますけど、そういうことはやはりネットワークの中でそういう適切な人材がいれば、こういう市役所の専門的な部署とか、そういう知識を必要としているところがあれば、お手伝いいただくということはあることであろうと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 突然振って申し訳なかったですけども、やっぱり私が言いたかったのは、

担当部署に任せるだけじゃなくて、いろんな部署がみんな一丸となって、退職者を出さない、採用に当たって応募をどんどんしてもらおうということをどんどん進めてもらうことが重要なんではないかなという思いでこの質問をさせていただきました。

さらに、ちょっと話を進めてまいります、仕事をされる中でけがや病気をされる職員の方が出てくるかと思えます。これはどのような手だてをされておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 傷病者の復職につきましては、所属課や総務課が本人と相談しながら復職の対応をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

事務職だけではなく、様々な市役所には職種がありまして、けがをされる、いろんな病気をされるということが考えられると思えます。くどいようですが、やっぱり気概を持って入庁された職員の皆さんですから、そういった手だてをしっかりといただいて、職場にとっても本人にとってもいい復職を果たしていただけたらなと、そういう対応をしっかりといただきたいということを述べさせていただきます、この項目は終わらせていただきます。

次に、学校給食についてお伺いをしてまいります。

今、物価高がなかなか収まる気配がありませんが、政府の物価高騰対策はガソリン、電気、ガスなどは対策をしておりますけれども、これはもう部分的、一時的なもので、焼け石に水と言わざるを得ません。今の政権は異次元の少子化対策ということを掲げておりますけれども、国民が強く求めている重い教育費負担の軽減はありません。国が責任、責務を果たさないのであれば、自治体独自の子育て支援策の拡充が必要ではないでしょうか。

学校給食についても同じです。小中学校の給食費無償化は全国で300近い自治体で取り組まれ、今加速度的に拡大をしております。以前してきたように日本国憲法は義務教育の無償化を定めており、今こそこれも無償化に踏み出すべきではないでしょうか。

さて、この問題について学校教育課にお伺いをしますけれども、今議会に提案されている補正予算において、2学期の給食無償化について盛り込まれております。これはどのようなものなのか、お伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 今回の無償化は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、2学期に南国市立小中学校で児童生徒に提供される給食を無償と

し、9月、10月、11月、12月が納期となる給食費をいただかないことによりまして、物価高騰の影響を受ける小学校、中学校のお子さんのいらっしゃる世帯の支援を行うものとなっております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

前年度3学期に引き続いての支援となりまして、保護者の皆様はきっと喜ぶことと思います。今年度の3学期についても無償化すべきと考えますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 令和4年度に行いました3学期の小学校、中学校の給食費の無償化は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行っておりまして、本年度も3学期の給食費の無償化を行うのであれば約4,700万円程度の予算が必要となりますので、難しいのではないかと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 今回地方創生臨時交付金を活用してということで、なかなか市役所の中でも予算を取ってくるのに大変だったのではないかなと思いますけれども、ぜひ国からこのような交付金が再度出たり、またはふるさと納税が活用できたりということが考えられるのであれば、再度3学期、そして行く行くは恒久的な学校給食の無償化についても再度御検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、行政視察について、先日教育民生常任委員会で行政視察に行つてまいりました。

午前中の今西議員の質問でも御紹介をされましたが、3つの関東の市に視察に行つてまいりました。その中で武蔵野市の学校給食について委員会で視察に行きまして、教育次長にも御同行いただきました。教育次長の感想を改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 武蔵野市のほうへはオーガニック給食についての視察を行いました。今西議員の御質問にも答弁させていただきましたように、武蔵野市のほうでは以前から行っている食材調達方法であり、特に武蔵野市からオーガニック給食を行っていると発信をしたことはないとのことでした。

また、南国市では中学校給食の調理のみを民間委託しておりますが、武蔵野市では一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団が、小学校、中学校の調理のみでなく、食育の推進、給食用

食材等の調査研究も行っていたことは特徴的なことであったと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

まさに今、次長が言われたように、私も似たような感想を抱いております、オーガニック給食を見に来ましたって、武蔵野市の方はよく言われるんですというふうにおっしゃられてたんですけども、やることがオーガニック給食なんだということが武蔵野市の方から言われていまして、この財団の方、皆さんからね、また教育委員会の方から言われて、なるほどなど。確かに要綱を見せていただいて、地元重視で、調達に当たってもこういうものを調達したいということを基準に並べていって、その結果オーガニック給食になっているということが武蔵野市から言われて、本市でもそういった形であれば取り組みやすいのかなというふうに思ったところです。

また、これも次長言われましたとおり、財団のほうがお料理だけじゃないと、お料理だけじゃなく、食育ですとか、食材の調査研究というところまでやっているということは、これも大事なことだなというふうに思っています。

私自身、県外の議員研修などに行きまして、県外の議員に南国市から来ましたという、ああ、学校給食の南国市からですかと何度も言われたことをこの4年間の議員生活で覚えています。今後それが食材調達方法にもこだわる南国市と評判になることを期待をしまして、この質問項目を終わらせていただきたいと思えます。

4番目としまして、どこでも暮らせるまちづくりについてということで質問をさせていただきます。

まちづくりについてと書いたので、公園や道路のことかなと思われた方もいらっしゃるんですけども、どの地域であっても住み続けられるという思いでこのタイトルにしたんですけども、先日の行政視察で神奈川県の大和市に行ってまいりました。おひとりさま支援制度ということで、これも様々に担当課長からお話をお伺いしてまいりました。

本市もこういう条例そのもの、同じものはないですけども、似たような制度が結構あるんじゃないかなというふうに思います。本市の取組と大和市の取組と関連するとか、ここ似ちゅうとかということをごひ御紹介いただけたらと思うんですが、その御紹介をそれぞれお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 神奈川県大和市へ視察に行かれたということで、その視察資料

を先日拝見させていただきました。人口がかなり向こうさまは24万人ぐらいということで、本市は5分の1、6分の1ぐらいに当たるということと、既に南国市の場合、高齢化率が31%を超えておるといってございまして、こちらのようにおひとりさま支援条例と対象者をおひとりさまに限ったということは特にはございませんが、資料を拝察しておりますと、外出、社交の場としていろんな場を設けられておるといってございまして、まず御紹介をされてございました。

長寿支援課では、生きがいつくりの場として、介護予防という視点の下ではございますが、いきいきサークル市内35か所、貯筋運動教室市内15か所などを実施してございます。また、生涯学習課では、これは生涯学習という視点ではございますが、高齢者教室を実施してございます。その他市民の方が自主的に立ち上げたサロン等も各所にございまして、おひとり暮らしの方に限ったことではございませんが、高齢者の方が集う場が幾つかそろってございます。

また、資料の中では緊急通報装置云々がございました。南国市でもおひとり暮らしの方への支援としまして緊急通報装置の月額利用料についての助成をいたしております。月額418円をお出ししておるといって制度が中にはございます。

また、終活支援ということで、エンディングノートのことが資料の中にもございました。南国市でも令和4年度にはエンディングノートを1,000部作成して、約800部、様々な機会を通じて配布し、書き方の説明など行っております。ただ、大和市さんがやっておりますように、葬祭業者の方ですとか、専門家の方を個別に御紹介するなど、コンシェルジュと資料の中にはございましたが、そういったことまではまだ至っていないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 大和市おひとりさま支援条例を見ますと、「おひとりさま」というのは、ひとり暮らしの市民になって年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするものという規定されております。この他者や社会との関わりを必要とするものというところではございますが、福祉事務所の制度としてですけれども、単身世帯に限ったものではありませんが、地域福祉推進の拠点として南国市あったかふれあいセンターを南国市社会福祉センター内に設置して、運営を南国市社会福祉協議会に委託しています。子供から高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず地域の皆様が集まれる居場所づくり、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域づくり、地域の生活課題に対する支援や支え合いの仕組みづくりの3つの取組を中心に活動しております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございます。

確かに人口規模は5倍、6倍とちょっと大きく違いはありますが、おひとりさま率が高くなるという大和市の危機感は非常によく分かります。一人になっても、どの地域においても、住み慣れた地域で暮らしていく、健康で長生きしてほしいという思いは、これ市民みんなの思いだと思うんです。

今日は福祉事務所長と長寿支援課長に御答弁いただきましたけれども、おひとりさまということであると、この2つの課だけに限らないと思うんです。生涯教育もそうですし、健康を維持していくこともそうですし、それから住宅なんかもそうだと思うんです。様々な部署が関わってくるのだと思いますけれども、担当課それぞれにおいても、ぜひ私がさっき言った健康で住み慣れた地域で、そのまま健康で長生きしてほしいという、そういう見地で取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

最後、5番目としまして、部活動地域移行について質問をまいります。

これも今日既に質問がされておりますので、割愛する部分につきましては省きつつ質問まいりますので、御了承願います。

令和5年の3月議会におきまして、学校部活動の地域移行に関する意見書というものが全会一致で採択をされております。これについて教育長はどう受け止められていらっしゃいますでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 学校部活動の地域移行に関する意見書でございますが、意見書で要望されております6つの要望については、どの要望をとっても学校部活動地域移行を行う上で大変重要なことであるというふうに考えております。

学校部活動は、学校経営や生徒の人間形成に大きな役割を担っておりますし、生徒と教員、保護者と教員の人間関係をつなぐ上でも重要な役割を果たしてまいりました。地域移行の部活動を行った後にも、全ての生徒、保護者が安心して引き続き部活動を行うためには、要望書にありますように、国からの財政支援や、国が中心となって地域移行の必要性や方向性を明確に示すことは大変重要なことだと思っておりますので、この意見書により後押ししていただいたことは大変ありがたいことだと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

これ移行していくに当たって、今まで無料でできていたことが有料になってしまうというこ

とが少しでも少なくなるように、保護者負担が少なくなるようにということが大事だと思います。そういった面で国からの財政支援ですとか、国の制度設計が大事だという教育長の御答弁、本当に私も同じ思いです。

今回、埼玉県の白岡市というところに視察に行ってみましたが、ここは先ほどの自治体と違いまして5万人台の都市ですので、また中学校の数も4つと。歩いて30分程度ですので、中学生の皆さんが自転車で行ったら、まあそんなに大旅行になるようなところではないので、そういった意味では本市にとってとても参考になる市を選んだのかなというふうに思っております。

今回、これも視察に同行していただきました教育次長にお伺いをしますが、今回の白岡市を視察しての感想をお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 埼玉県白岡市では、令和3年度より休日の部活動の地域移行を行っております。

令和3年度は、部活動に大きな影響がないよう、一部部活動の休日の指導をPTAのOBを中心とした組織に委託し、実施したということでしたが、委託先はボランティア意識が強く、契約を請け負う事業者としての意識や責任感がやや弱かったということが課題になったということでした。

令和4年度、令和5年度につきましては、プロポーザル方式により、委託先を民間会社に変更し、令和4年度は休日に行う10の部活動と白岡市内4中学校の合同部活動が、地域部活動として実施されています。指導に当たる人材は、白岡市にお住まいの方だけでなく、市外からバスケットボール部では元プロバスケット選手や、陸上部では日本代表や実業団等への指導歴のある方もおられました。また今後、白岡市内の4中学校は徒歩でも行き来ができる距離でもあることから、市内4中学校の部活動の数を50から30程度に再編し、新設する合同クラブ活動を合わせて35程度にする予定で、令和5年度からは受益者負担もしていただくということでした。

白岡市では、民間会社が指導者の派遣を行っていましたが、教育委員会に人材バンクを設置し、地域の人材を民間会社に紹介する仕組みをつくってございましたので、南国市においてもこういった人材バンクの設置は必要ではないかと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

やっぱり3つの視察に行って、一番次長が白岡で質問されたなと思って、これが一番興味が

あったのかなと思いながら見て一緒に話を聞いておったんですけども、本当にあそこへ行ってよかったなと思ってるんですが、全然違う制度に部活ということでは、部活動っていう地域移行って名前ですけども、全然違う制度になっていくんじゃないかという保護者の方の不安、これ当然あると思うんです。今までと違う制度になるということで、例えば保護者への説明会についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 視察を行いました白岡市では、在校生の保護者向けの説明会を委託先の団体主催で計4回、新入生保護者説明会を学校ごとに計4回、その他教職員向けの説明会、生徒向けの説明会を行っておられました。

南国市でも、地域移行を行う場合には指導者が代わるなどして、今までとは部活動の環境が変化しますので、保護者や生徒が不安に思うことについてお答えする場を設けていきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） これなかなかその日頃の学校経営の中で、こういった説明会も一緒にやっていくというのは非常に大変だとは思いますが、やっぱり不安を持ったまま制度を移行するというのはよくないと思うんです。本当に納得するまで、何度も何度も説明をすることが大事だと思います。

今、御紹介いただいたとおり、保護者向けの説明会、それから教職員向けの説明会、生徒向けの説明会ということが取り組まれて、当然南国市でもこのような説明会が大事になっていくと思いますので、そういった場を設定していただきたいと思います。また、白岡市では地域ですとか、議員向けにも当然説明会もあったみたいですし、それからシンポジウムなんかもされていたということを伺っております。地域の方をお願いをしていくということになりますので、地域の方への説明も大事になっていくと思いますので、その点についても御検討をいただけたらと思います。

次に、私なんかはベビーブームで生まれてる世代なので、ほかの学校と一緒に仲よくやるなんていうのは自分の学校のことでしか考えたことがないので、こういう御時世になってよく分からないのですが、違う学校の子たちと一緒にやることになるわけじゃないですか。素人考えですけど、こういうのって仲よくできるものなのかなと、うまくできるものなのかなという、ちょっと単純な思いなんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 高知県が行いました部活動地域移行に関するアンケート調査、集計によりますと、部活動で困ったことの質問事項でございますが、人間関係に困った割合は、合同チームで活動している生徒のほうが低くなっておりました。また、同じ調査で合同チームで活動している方にお聞きします。合同チームで活動してよかったことを教えてくださいとの複数回答が可能な質問に、大会に参加できるが61%、他校の生徒と交流できる59.4%となっておりますので、合同チームで部活動を行うこと、他校の生徒と一緒に部活動を行うことに肯定的な意見が多いと感じております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

やっぱり大会に参加できる喜びというのは非常に大きいんだと、6割もの生徒さんが参加できてうれしいと、よかったと思ってる。それから、他校の生徒と交流できることがよかったと思ってるという方も、これも6割ということで、これは現状でそのまま部活動をやるよりは、この6割の子たちにとってみれば移行したほうがいいということになるのかなというふうに思ってます。ただ、残りの4割の子供たちについては、どう思ってるのかなという思いもありますので、ここは丁寧に移行の際はお願いしたいというふうに思っております。

先ほど受益者負担の話がありましたけれども、今まで基本的に、お金のかかる部活もありますけれども、基本的には部活動ってお金がかからないものが多かったわけですけども、今後は、白岡市なんかは受益者負担を考えているということですけども、南国市においてはその辺はどうお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 既存の部活動を地域移行した場合で、活動場所や時間に変更ない場合には、施設の使用料については今までどおりの取扱いができると考えておりますが、部活動の指導者が教員じゃなくなった場合には、指導者に対して謝金をお支払いする必要が出てまいります。

白岡市では、令和3年度から休日の部活動の地域移行を実証導入しておりますが、受益者負担をいただくようになるのは本格実施する令和5年度からのことでしたので、南国市においても負担していただく金額や時期について検討を行う必要があると考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

自分の学校で部活できなくなるということになると、移動の経費ですとか、基本的にはスポ

ーツセンターだとか、ほかの学校の校舎、体育館を使うということで、会場の使用料なんかは基本的にはかからないだろうとは思いますが、例えば民間の施設に行ってそれをお借りするですとか、そんなことも当然想定されるわけですから、今言われる謝金の話もそうですよね。当然お金が今よりはかかっていくということになると思うんです。ただ、やはりみんながみんな、お金出していいよと、負担金が増えていいよという家庭の方ばかりではないと思うんです。その辺については、今後何か検討していくという答弁でしたけども、それについても検討していくということによろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） それぞれの御家庭の経済状態によって御負担をどうするかということも併せて検討していく課題だと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

スポーツ庁も文化庁もやっぱり子供たちがスポーツをする権利、文化をする権利ということが非常に大事だと言っております。いや、これで月に1,500円、年に何千円取られるんだったら、もういや、部活はと、スポーツなんかしたくないと、お母さんにそんなこととても言えないということになったら、これはもう子供たちにとって不幸なことになりますので、ぜひその辺については御検討いただけたらというふうに思っています。

次に、今、文化系についても私話しましたが、当然部活動ですから文化系についても移行していくわけですが、今の実態や、それから移行するに当たって何か懸念するようなところがあれば教えてください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 文化系の部活動も市内の中学校にはございますが、教員が指導を行っている部活動よりも、外部の方に指導をいただいている部活動のほうが多くなっております。吹奏楽部につきましては、教員が指導を行っておりますので、地域移行を行う場合には、新たな指導者を確保するのが難しいのではないかと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

先日のMIARE!の完成披露、グランドオープンの場においてもすばらしい演奏を聞かせていただいたのは、非常に記憶に残っているところです。地域移行してしまうと、指導者がいないのでもう吹奏楽部やらないとかということは、これもう絶対に避けなければいけないと思う

んですね。やはり指導者の確保、これはぜひその教育委員会を挙げて、ぜひやっていただきたいと思うんですが、そういうことに絡みまして、生涯学習課に話を聞いてまいりたいと思いますが、これどんどん移行していくと、学校教育というよりは、その社会教育、縦割りで言うと生涯学習課になりますかね、いうことにどんどん移っていくってことになると思うんですが、生涯学習課との関わり、今後これはどういうふうになっていきますでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 部活動の地域移行が進めば、将来的には社会教育につながると思います。生徒が対象でありますので、すぐに学校教育課から切り離すという考えではなく、学校教育課と生涯学習課が連携をして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） すぐに切り離すという考えではないということでもありますけれども、確かに移行そのものが、今年の来年でぽんとすぐやるということでもないですし、国のほうも3年って言ってたのがどんどん今トーンダウンしておりますので、もうちょっと時間かけてやっていくのかなというふうに思います。

他市の状況なんかを聞いておりますと、例えば今日は地域移行した部活で体育館を借りてるので、校舎との連絡通路は鍵をかけておく、でも子供が教室に靴忘れた、じゃあもうその子は今日は部活できないねということも例えば出てきてるということも聞いております。

また、これ違う自治体の話ですけれども、今まで学校の部活動で例えばサッカーのボールですとか使っていたものが、今度は地域移行した物置を作って、そこにサッカーボールとかを入れておいて、そっちを使うとかということも出てきております。どんどんどんどん移していく中で、具体例が、これはどうする、あれをどうするっていうのが、私も話を聞いてみたらなるほどなと思うところがいっぱい出てきて、今まさに課長同士がお話をされてる最中だと思いますけれども、子供たちがスムーズにスポーツできる権利、文化できる権利をしっかりと保障される環境を整えていただけたらというふうに思います。

以上をもちまして私の今議会での一般質問を終わります。それぞれ皆さん御答弁ありがとうございました。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明14日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時43分 延会